

令和5年第1回東大和市議会定例会会議録第5号

令和5年3月3日（金曜日）

出席議員（20名）

1番	二宮由子君	2番	大后治雄君
4番	実川圭子君	5番	森田真一君
6番	尾崎利一君	7番	上林真佐恵君
8番	中村庄一郎君	9番	木下富雄君
10番	根岸聡彦君	11番	森田博之君
12番	蜂須賀千雅君	13番	関田正民君
15番	佐竹康彦君	16番	荒幡伸一君
17番	木戸岡秀彦君	18番	東口正美君
19番	中間建二君	20番	大川元君
21番	床鍋義博君	22番	中野志乃夫君

欠席議員（なし）

議会事務局職員（5名）

事務局長	鈴木尚君	事務局次長	嶋田淳君
議事係長	吉岡繁樹君	主任	関口百合子君
主任	高石健太君		

出席説明員（33名）

市長	尾崎保夫君	副市長	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	神山尚君
総務部長	矢吹勇一君	市民環境部長	田村美砂君
子ども未来部長	松本幹男君	地域福祉部長	吉沢寿子君
健幸いきいき部	川口荘一君	まちづくり部長	田辺康弘君
教育部長	小俣学君	教育部参事	小野隆一君
企画政策課長	荒井亮二君	公共施設等 マネジメント課長	遠藤和夫君
秘書広報課長	五十嵐孝雄君	財政課長	鈴木俊也君
職員課長	岩本尚史君	環境対策課長	梶川義夫君
子育て支援課長	新海隆弘君	保育課長	関田孝志君

障害福祉課長 大法 努 君  
介護保険課長 里見 拓美 君  
健康推進課長 志村 明子 君  
都市づくり課長 稲毛 秀憲 君  
道路交通課長 一ツ木 正美 君  
教育総務課長 斎藤 謙二郎 君  
生涯学習課長 高田 匡章 君

地域包括ケア  
推進課長 石嶋 洋平 君  
保険年金課長 岩野 秀夫 君  
新型コロナウイルス  
感染症  
対策担当課長 中山 仁 君  
土木公園課長 寺島 由紀夫 君  
建築課長 中橋 健 君  
指導担当課長 菅野 恭子 君

## 議事日程

第 1 一般質問

## 本日の会議に付した事件

議事日程第1

午前 9時29分 開議

○議長（関田正民君） ただいまから本日の会議を開きます。

---

日程第1 一般質問

○議長（関田正民君） 日程第1 一般質問を行います。

---

◇ 佐竹康彦君

○議長（関田正民君） 昨日に引き続き、15番、佐竹康彦議員の一般質問を行います。

○15番（佐竹康彦君） おはようございます。それでは、昨日に引き続きまして、今定例会におけます一般質問の再質問、続けさせていただきます。

昨日は、高齢者の方が感染症になった場合のことについて、見守り活動の強化と的確な医療情報等を提供できる体制を構築するというの御答弁をいただいたところでございます。

情報の提供ということにつきまして、この項の最後の質問になるんですが、高齢者の感染症に関する支援の内容の周知、情報の提供について、これからどのような形で進めていこうとお考えでしょうか。

高齢者本人、また関わる家族に対して、それぞれ内容が少し変化するのではというふうに考えますけれども、その内容と伝える手段について伺いたいと思います。

高齢者がつながっているどのチャンネルを使うのか、介護サービス先なのか、ほっと支援センターなのか、また家族の情報としてはどういったところがあるのか、またデジタルを活用した手段等も考えられると思うんですけども、このあたりについての御見解を伺いたいと思います。

○地域包括ケア推進課長（石嶋洋平君） 高齢者に対する支援内容の周知についてであります。一般的な内容につきましては、市報等を通じて周知を図ってまいりたいと考えております。また、個別の案件につきましては、高齢者ほっと支援センターでの総合相談や高齢者見守りぼくすなどによる見守り活動の中での対応が可能ではないかと考えております。

なお、今後におきましてはデジタル機器の普及が一層進むと考えられますことから、それらを活用した高齢者への支援につきましては調査研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

この項で、高齢者の方が感染症になった場合、特に独居高齢者の方、また認知症の高齢者の方が感染症になった場合、また、そして通常その方をケアしている家族が感染症に罹患して手が出せなくなった場合についての対応を伺ってきたところでございます。

実質的には、今回の新型コロナウイルスの対応のように保健所が中心となった活動になるということはよく分かるんですけども、やはり市民の情報を一番把握しておられて、市民の方が最も真っ先に頼りにされるのが、基礎自治体である市役所ではないかというふうに思います。そういった意味では、ずっと御答弁でもおっしゃっていただきました情報提供ということ、またスムーズに医療につなげていくということ、そして何よりも高齢者の方、特に一人で暮らされてる方の生活の質を維持する、QOLを維持するという、この点も、ぜひとも今回のケースをきちんと知識として蓄積をしていただきながら、今後の対応、具体的な様々な取組に生かしていただきたいなというふうに思っております。

この3年間にわたります新型コロナウイルスの対応、本当に様々な形で市役所の職員の方、働いていただいたというふうに思っておりますし、いまだにまだ非常に大変な作業の中、日々の業務に取り組んでおられるというふうに思っておりますけれども、今回のこの経験を生かした形で、今後の事業展開していただきたいと思います。

何より、我々は団塊ジュニアと言われる世代なんですけれども、割と結婚されていらっしゃらなくて、今、親御さんと一緒に住んで、行く行くは独りになるですとか、遠くに親戚がいても独りで暮らしてらっしゃるとか、そういう方が多いので、20年後、30年後に同じような事態になったときに今回の教訓が生かせるように、今から着実な具体的な事例の積み上げ、そういったものをしていただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

以上で、この項を終了させていただきます。

最後に、4点目の市政情報の発信について再質問をさせていただきます。

まず1点目に、市長答弁の中で、市政情報の発信につきましては、各種媒体ごとに利用者のニーズに応じて取組を進めてこられたというふうに受け止めさせていただきました。

これまでに行われた取組の詳細を各媒体ごとに伺いたいと思います。

市報の配布の推進についてということ、また市の公式ホームページのリニューアルによる効果ということ、また各種SNSへの取組の内容とその効果、また動画共有サイト、ユーチューブ等への取組と効果、スマホアプリへの取組とその効果、これらについて伺いたいと思います。

○秘書広報課長（五十嵐孝雄君） 情報発信手段ごとの取組と効果ということでございます。順に御答弁させていただきます。

まず、市報についてでございますが、市報につきましては、発行日当日にひとしく市民の皆様へ配布することを重視いたしまして、新聞折り込みと希望者宅配を併用し配布をさせていただいております。また、市長答弁にもございましたとおり、市報に関する情報につきましては市公式SNS等も活用し、周知をさせていただいております。

次に、ホームページのリニューアルに関してでございます。こちらにつきましては、閲覧者にとって扱いやすく、また魅力的なものとなるよう、カテゴリーの見直しや特設サイトの設置などを行いました。その結果、市民の方からは、より見やすくなりましたというような御意見も寄せられておまして、効果があったものというふうに認識してございます。

次に、市公式SNSと動画共有サイトの関係でございます。こちらにつきましては、積極的かつ着実な投稿を心がけておまして、その結果、SNSの投稿数におきましては、ここ数年の実績を上回るような実績を得ているところでございます。また、フォロワーや友達、あるいはチャンネル登録者数というものも着実に伸びていっているというふうに認識してございます。

次に、スマートフォン用のアプリケーションでございますけれども、こちらにつきましても魅力的な内容とするように努めておまして、着実にダウンロード数を伸ばしているというふうに認識してございます。

最後に、まとめになりますけれども、市長答弁にございましたとおり、これらの情報発信手段につきましては、個別の活用に加えまして、いわゆるクロスメディアとして相互に活用する方法で各種情報発信手段を市民の皆様へ広く周知させていただきまして、御希望で選択いただくことによりまして広報効果を高めていくという形で取組をさせていただいております。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） 使える手段が多くなったので、やることも多いとは思うんですけども、それぞれのチャンネルでしか捉えられない市民の方いらっしゃると思いますので、ぜひとも取組を強めていただければというふうに思います。

一つ、市報のニュースということについて伺いたいと思うんですが、市政の情報を知るために、市民にとって重要な手段だと思えます。すごく、市報に対して、なじみとか愛着のある方もいらっしゃると思えますし、また市報の作成に御協力いただいている市民の方も大勢いらっしゃると思えます。

しかしながら、昨今、新聞契約をする世帯が減少することで、新聞折り込みで手に入れることができていない市民の方も増えているのではないかと考えています。

そこで、市報を入手しやすくするための勧奨方法として、例えば市報の無料配布、新聞折り込みでない、これを受けられることと、その方途を告知するチラシを全戸に配布することで、市報って配ってくれるんだって思っただけのような市民を増やすことができないか、またそういった際に市報だけではなく、市のホームページや各種SNS、動画サイトへ簡単にアクセスできるようなQRコードを掲載して、そういったものにもアクセスできるような、そういったことを周知することってというのは非常に有効な手段なのかなというふうに思うんですけども、この点についての御見解を伺わせていただきたいと思えます。

○秘書広報課長（五十嵐孝雄君） 市報の配布についてでございます。

市報の無料宅配サービスにつきましては、先ほども触れさせていただきましたが、市報自体への記事の掲載とともに市公式ホームページ、それから公式SNSを活用しまして、取組を周知させていただいております。そちらの中で、御利用いただけるように勧奨もさせていただいているところです。

こうした取組もありまして、市報の無料宅配サービスの利用を希望する方というのが年々増加してございまして、特に令和3年度から令和4年度にかけては、前年度比の伸び率というものが従来の数値の約2倍になるなど、効果が現れているというふうに認識してございます。今後もこうした取組を続けてまいりたいというふうに考えております。

なお、チラシの全戸配布につきましては新たな御提案でございますので、その必要性を研究させていただきたいというふうに考えてございますけれども、仮に単独で実施をさせていただく場合には一定の経費負担が必要になってくるということが見込まれますので、既に全戸配布で取り組んでる他の広報物でございますので、そういったものの活用等も視野に入れながら研究させていただけたらというふうに思っております。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） 令和3年度から4年度にかけて申し込まれる方が2倍に増えたということで、やはりコロナの関係でどうしても、やっぱり市政の情報を入手しなければいけないとか、市政の情報、やっぱり手元にあったほうがいいと思われた方が多くいらっしゃるのかなというふうに思いました。ぜひこういった機会、こういった機会と言うと語弊がありますが、捉えて、市政の情報がしっかりと市民の皆様のお手元に届くように努めていただければと思えますし、またQRコード等の活用につきましても研究をしていただければというふうに思います。

ちょっと別角度になるんですが、各地域の自治会に関する情報発信について、これも市政情報発信の重要なチャンネルの一つだというふうに考えてございます。

しかしながら、回覧が多過ぎるといったお話があるというふうに伺ったことがございます。これにつきまし

て、自治会への回覧負担を少なくするような、地域ごとの情報サイトを立ち上げて、これもQRコードって言ってしまいますけども、QRコードなどでアクセスできるようにしておくと、その負担も軽減されるのではないかなというふうに考えます。

例えば、私、今、中央に住んでるんですけども、中央の居住者への回覧サイトを立ち上げて、そこに地域内の土木工事の情報ですとか近くのイベント情報等のお知らせを常時上げておくなど、様々な形で情報発信するということの検討はできないだろうかというふうに思っておりますけども、この点についてはいかがでしょうか。

○秘書広報課長（五十嵐孝雄君） ただいま御提案ございました地域ごとの情報サイトということでございますけれども、こちらにつきましては、まず各地域の御意向、そういったものに加えまして、作成するサイトの内容でありますとか必要な経費、それから作成後の運用管理の在り方ですとか、そういった部分、不確定な要素が多分ございますことから、現時点におきましては、その必要性を判断させていただくことは若干難しいかなというふうに認識してございます。

一方、お話ございました自治会での回覧の負担が大きいという点につきましては、既に市から依頼する回覧物の精査を進めているというふうに聞いてございますので、一部の地域に係る情報でありまして広く広報することが可能な情報につきましては、市の公式ホームページやSNSを通じて広く発信していくなど、対応を検討させていただけたらというふうに思っております。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） 回覧物の精査ということを既にお取り組みいただいているということでございましたので、ぜひともよろしくお願ひしたいなというふうに思います。

続きまして、今後の取組の方向性についてでございますけれども、現在行っている様々な工夫の継続と新たな広報手段の発掘、現在の広報手段の有効活用をしていくといった、市長の御答弁をいただきました。

新たな広報手段の発掘に関しましては、例えば昨今話題となっておりますメタバースの活用など、他自治体で始まっている様子を仄聞してございます。市として、どのような手段を検討されておられるのか、また現在の広報手段の有効活用の具体的な取組に関して、どのようなことをお考えなのか伺いたいと思います。

○秘書広報課長（五十嵐孝雄君） 新たな広報手段の発掘ということでございますけれども、こちらにつきましては、SNSをはじめとしました、進化し続けております電子媒体の情報発信手段の動向を常に注視をさせていただきまして、研究が必要だというふうに考えてございます。

また、ただいま御指摘いただきましたメタバースの関係でございますけれども、こちらの自治体における活用の例としましては、ふるさと納税の返礼品の紹介でありますとか地域の観光地の紹介などで事例があるというふうに認識してございます。ですが、何分始まったばかりのものでございますので、例えば3DCGの作成等に係るコストと、広報で仮に活用するとした場合の活用効果のバランス、こういったものなどは時間をかけた研究が必要ではないかなというふうに認識してございます。

なお、現在の広報手段の有効活用という部分でございますけれども、恒常的な経費を要する形になりますので十分な検討が必要ではございますけれども、例えばSNSにおける情報発信におきまして、登録者の属性あるいは希望に応じた情報、こちらをお届けする、いわゆるセグメント配信というものについては、より適切な情報発信の在り方としまして広報効果が高いということで認識してございます。今後も研究させていただけたらと思っております。

以上でございます。

○15番（佐竹康彦君） 21世紀に入りまして、広報手段ということは、御答弁いただきましたとおり、進化し続けておりますので、毎年毎年新たな手段が出てきて、どれを使ったらいいんだというふうに思われることも多々あるかと思えます。メタバースにしましてもまだまだ新しい分野でございますので、研究をされる必要があるのかなというものを改めて感じさせていただきました。

また、セグメント配信等に関しましても、より個別具体例を直接市民の方にお届けすることについては大変有効な手段かというふうに思えますので、今後この点につきましても研究、検討を深めていただきまして、何かしらの形で実施できるようにしていただければなというふうに思っております。

政治を前に進めるためには、やはり市民の方の御理解と御協力をいただかなければなりません。そのためには、やはり情報提供というのは非常に大きな仕事であるというふうに考えてございますので、今後とも引き続き御努力いただきますようよろしくお願いいたします。

以上で、私の今回の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（関田正民君） 以上で、佐竹康彦議員の一般質問は終了いたしました。

---

#### ◇ 尾 崎 利 一 君

○議長（関田正民君） 次に、6番、尾崎利一議員を指名いたします。

[6番 尾崎利一君 登壇]

○6番（尾崎利一君） おはようございます。日本共産党の尾崎利一です。通告に基づき、一般質問を行います。

1、新型コロナウイルス感染症から市民の命と健康を守る取組について。

新型コロナウイルス感染症により亡くなった方は令和5年1月に1万人を超え、過去最高となりました。

以下、伺います。

①市民の命と暮らしにどのような影響を及ぼしているのか、現状に対する認識を伺います。

②市民の命と健康を守る施策について伺います。

2、国民健康保険税の6年連続1億円値上げについて。

今でも高い国民健康保険税は、これ以上値上げすべきではありません。引下げ、負担の軽減こそ必要です。

以下、伺います。

①国民健康保険加入世帯の暮らしの実態について、市の認識を伺います。

②区市町村国保が抱える構造的な課題の解消に向けた市の取組と効果について伺います。

③高すぎる保険税と窓口負担を軽減し、医療を受ける権利を保障すべきと考えますが、市の見解を伺います。

3、気候危機打開に向けた取組について。

①気候危機打開は待ったなしの課題と考えますが、市の認識を伺います。

②地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づく取組と同区域施策編の策定状況について伺います。

③地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定に係る事業を「行革」の対象として縮小したために、東大和市域内における温室効果ガス削減の目標も計画もありません。人類の生存にとって待ったなしの課題にもかかわらず、大変大きな立ち遅れです。計画ができてから取り組むのではなく、必要な事業には速やかに取り組むべきと考えますが、市の認識を伺います。

④石炭火力発電に固執し、原発回帰の政府方針は、再生可能エネルギーへの転換、気候危機打開の障害とな

っています。電力が余剰になると、原発は出力調整ができないために、太陽光発電事業者に発電停止を指示するという具合です。繰り返されれば、再生可能エネルギー事業者が撤退を余儀なくされるという事態です。平成26年第4回定例会で市長は、原発は将来的には不要になるが、原発即時ゼロは無責任だと答弁されました。改めて市長の見解を伺います。

4、平和施策と危険な軍用機オスプレイ航行への対応について。

①防衛費の2倍化や敵基地攻撃能力の保有は、憲法9条に反する重大な暴走です。「戦争と核兵器のない世界の建設にむけて努力すること」を誓った平和宣言都市として、市民の命を戦争から守るために、政府に対して安保3文書の閣議決定撤回を求めるべきと考えますが、市の認識を伺います。

②横田基地の米軍オスプレイに加え、自衛隊オスプレイが立川飛行場に飛来し、月に数日の訓練飛行を実施します。市の認識と対応を伺います。

5、国・都・市有地の活用、特に特別支援学校、特養ホーム、保育園など福祉施設、スポーツ施設の整備・拡充について。

①日本共産党市議団が一貫して要求してきた、国・都・市有地を活用した福祉・スポーツ施設の整備・拡充の課題は大きく動き始めています。現在の到達点とこの間の推移、市の取組や検討状況について伺います。

以上です。再質問は自席にて行います。よろしく申し上げます。

[6 番 尾崎利一君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 皆さん、おはようございます。

初めに、新型コロナウイルス感染症による市民への影響についてであります。新型コロナウイルス感染症につきましては変異と感染拡大を繰り返しておりますことから、依然として市民の皆様の生命、健康、生活に影響を与える感染症であると認識をしております。

次に、市民の命と健康を守る施策についてであります。市におきましては、感染の拡大防止を図るため、基本的な感染防止策の徹底を継続して実施することが重要であると考えております。

新型コロナウイルスのワクチン接種につきましては、東大和市医師会及び関係機関の御協力をいただき、国の要請に基づき、オミクロン株へ対応したワクチン接種を推進しております。また、感染した自宅療養者のうち希望する方に食料品等を配送する支援を継続するとともに、発熱などにより感染が疑われる方に対しましては抗原定性検査キットの無料配付を行っております。

次に、国民健康保険加入世帯の暮らしの実態についてであります。新型コロナウイルス感染症が変異と感染拡大を繰り返しておりますことから、現在でも市民の皆様の健康や生活に影響を与えているものと認識をしております。市におきましては、国民健康保険加入世帯の負担を軽減する施策に引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

次に、国民健康保険が抱える構造的な課題の解消についてであります。国民健康保険の加入世帯は、他の公的医療保険と比べ所得の低い世帯が多いという課題があります。このため、国民健康保険における制度としまして、一定の基準以下の所得の世帯に対する均等割の軽減制度や未就学児の均等割の減額制度が設けられております。

また、市独自の取組としまして、第3子以降の保険税の軽減策や、新型コロナウイルス感染症の影響によって収入が一定程度減少した世帯等に対する保険税の減免策を実施することにより、課題の解消に取り組んでい



るところであります。

次に、必要となる医療の給付についてであります。市では、市民の皆様が安心して医療を受けられるよう、国民皆保険を下支えする国民健康保険を将来にわたって安定的かつ持続的な運営とするため、国民健康保険の財政健全化に取り組んでおります。また、同時に、市における保険税や医療機関窓口での一部負担金の負担軽減の制度につきまして、市民の皆様が必要となる医療をより受けやすくなるよう、令和5年度に対象の拡大を図りたいと考えております。

次に、気候危機打開に対する市の認識についてであります。我が国では令和2年10月に当時の首相により、2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする、すなわちカーボンニュートラルの目標が示され、その後、衆議院及び参議院において気候非常事態宣言決議案が採択されました。これにより、地球温暖化問題は気候変動の域を超えて気候危機の状況に立ち至っているとの認識が共有され、この危機を克服すべく、一日も早い脱炭素社会の実現に向けて、我が国の社会経済の再設計、取組の抜本的強化を行っていくと決議されております。

当市といたしましても、2050年を見据えた脱炭素化への取組を行っていく必要があると認識をしているところであります。

次に、地球温暖化対策実行計画の事務事業編に基づく取組と区域施策編の策定状況についてであります。地球温暖化対策実行計画の事務事業編につきましては、市内公共施設における照明のLED化や再生可能エネルギーの導入の検討などに取り組むとともに、その進行管理には計画で定めた、エコアクションチェック表を用い、エネルギー関係使用量や温室効果ガス排出量の集計等を行ってまいります。区域施策編につきましては、令和5年度に市内における温室効果ガス削減に係る各調査を実施し、実効性のある施策として検討するため、基礎情報を収集する予定であります。

なお、これらの調査結果を基に、令和6年度に区域施策編を策定する予定であります。

次に、市内における温室効果ガス削減への取組に関する市の認識についてであります。実効性のある施策を行っていくためには市内の実情を調査し、把握する必要がある、その上で講じるべき施策の検討を行うことが重要であると考えております。そのため、令和5年度は準備段階として各種調査を行い、令和6年度に地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定し、令和7年度から施策を進めていくものであります。

なお、第二次環境基本計画では、本計画の策定目標年度を令和8年度としておりましたが、前倒して策定するものであります。

次に、原子力発電の活用についてであります。気候危機に対するCO<sub>2</sub>の削減は、国及び自治体の共通課題となっております。国においては、脱炭素電源として重要な再生可能エネルギーの主力電源化を目指すとともに、CO<sub>2</sub>を排出せず出力が安定的な原子力の活用に取り組んでいくことを基本方針としております。市といたしましては、国の動向を注視しながら、地球温暖化対策実行計画を策定し、再生可能エネルギーや省エネルギーの取組の推進に注力してまいります。

次に、安全保障に関する3つの文書についてであります。国の資料によりますと、閣議決定された国家安全保障戦略等につきましては、我が国を取り巻く安全保障環境が変化中、我が国の主権や独立を維持し、国民の生命、身体、財産を守るために必要となる基本方針や取組等を定めたものであるとされております。安全保障に関することは国の専管事項でありますことから、私の立場で賛成、反対については控えさせていただきますが、平和都市宣言を行った自治体の市長として、恒久平和の実現は全人類の共通の願いであり、戦争は

起こしてはならないと考えているところであります。

次に、オスプレイについてであります。これまで米軍のオスプレイに事故が発生していることを踏まえ、米軍及び陸上自衛隊によるオスプレイの飛行につきましては、安全対策の徹底が必要不可欠であると考えております。

米軍のオスプレイにつきましては、横田基地への配備に際して、平成30年5月に東京都市長会から国に対し、安全対策の徹底を米国に働きかけることなどを要請しております。また、陸上自衛隊のオスプレイにつきましては、立川基地への飛来に際して、令和4年11月及び令和5年1月に、本市が属する立川飛行場周辺自治体連絡会から国に対し、安全対策の徹底などを要請しております。オスプレイの飛来につきましては広域的な課題でありますことから、引き続き関係市と連携し、対応してまいりたいと考えております。

次に、国有地、都営地及び市有地の活用の検討状況についてであります。桜が丘2丁目の国有地につきましては介護施設を整備する候補地の一つではありますが、検討中であり、結論に至っておりません。桜が丘3丁目の国有地につきましては利用計画の策定を求められておりますが、検討中であり、結論に至っておりません。

都営地についてであります。都営東京街道団地の創出用地につきましては、東京街道団地地区地区計画に基づき、公園などの整備について、東京都と協議を進めているところであります。このうち運動広場につきましては東京都が実施設計を行っているところであり、市は運動広場に附属する管理棟の設計を進めているところであります。都営向原団地の創出用地につきましては、北側の創出用地において、東京都が北多摩地区特別支援学校（仮称）の設置に向けた準備を進めているところであります。市では、東京都の動きに合わせた向原団地地区地区計画の変更について、都市計画審議会への諮問、答申を経て、令和5年1月に告示を行ったところであります。

市有地についてであります。第一学校給食センター跡地につきましては、借地にある施設を移設、集約するための検討をしているところであります。第二学校給食センター跡地につきましては、（仮称）子ども発達支援センターつむぎ東大和及び（仮称）東大和どろんこ保育園の整備に向けて、運営事業者において事務が進められております。

以上です。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○6番（尾崎利一君） ありがとうございます。再質問を行います。

新型コロナウイルスのところですけれども、資料も頂きました。市民の皆さんから、どのような要望や不安、相談が寄せられているのか伺います。また、1月、全国の死亡者1万人を超え、過去最高となっています。このことについて、市の認識を伺います。

○新型コロナウイルス感染症対策担当課長（中山 仁君） 市民の皆様からの御相談につきましては、第8波以降で主に頂いてる内容についてお答えさせていただきますが、新型コロナウイルスで陽性になった方から相談をいただき、保健所で経過観察などの対応や、うちさぼ東京、こちらの御案内、市で行っている食料支援の配送、パルスオキシメーターの貸与、こちらなどに関しまして、丁寧な対応を心がけて御案内をさせていただいております。また、5回目のワクチン接種から3か月を経過された方から、次のワクチン接種はいつ頃実施されるのかといった、そのような内容のものも複数件お問合せをいただいているところでございます。

また、新型コロナウイルス感染症の発生から3年が経過しましたが、変異と感染拡大を繰り返しております

ことから、依然として市民の皆様の生命、健康、生活に影響を与える感染症であるという認識でございます。  
以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 東久留米で発熱した知人は、発熱外来の予約が取れず、数日後ようやく抗原検査キットを使って、薬局の職員が完全防備で検査をしてくれて、そこで陽性と判明したというふうに聞きました。

東大和市の抗原検査キットの配付について、どのように行われているのか、実績と課題についても伺います。

○新型コロナウイルス感染症対策担当課長（中山 仁君） 抗原定性検査キットの配送につきましては、市のホームページに専用の申込みフォーム、こちらを用意させていただいております。そこにお名前及び住所などの必要事項を御記入いただき、正午までにお申し込みいただいた方に対しまして、申込みをいただいたその日の午後に郵便局へ引渡しをさせていただいて、配送をさせていただいております。

次に、実績でございます。1月18日からこちらの事業を実施させていただきまして、2月28日までで合計159個配送させていただきました。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 次に、新型コロナ感染による全国の死者数ですけれども、1月14日に503名、2月2日に397名、この通告提出した2月9日の段階でも223名を数えています。

政府は5月には2類相当から5類に引き下げるとしてはありますが、感染法上の位置づけを変えたからといって、ウイルスの毒性や感染力が低くなるわけではありません。位置づけの引下げによって、ワクチン接種や検査、医療や隔離の体制など、また市民の費用負担など、市民の命と暮らしを守る上でどのような影響があると考えられるのか伺います。

○新型コロナウイルス感染症対策担当課長（中山 仁君） 感染症法上における分類につきましては、2類相当から5類へ移行した場合の対応につきまして、市が今現状把握している内容について御説明のほうさせていただきます。

令和5年度のワクチン接種、こちらにつきましては厚生労働省において審議中ではございますが、春から夏にかけて、5月から8月に65歳以上の方や基礎疾患をお持ちの方、医療従事者などへ接種することということで、方向としております。また、秋から冬の接種といたしまして9月から12月に、追加接種が可能な全市民を対象として実施すると説明を受けているところでございます。

また、検査体制につきましては、東京都では5類移行後、一定の期間、より多くの医療機関で検査、診療する体制づくりのため、検査機器整備の支援を検査医療機関以外へも拡大する予定と聞いております。

なお、感染者の隔離用として宿泊療養施設を準備しておりましたが、隔離目的の宿泊施設は廃止する予定ということ聞いてございます。

次に、5類へ移行後の費用負担につきましては、令和5年度のワクチン接種につきましては、国におきましては無料化の方向で調整を進めておりますが、今後国から正式に発表があるものと、このような形で考えてございます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 5類への移行、引下げに伴って、東京都も様々な制度もやめるというようなことを今から言っていますし、大変心配です。2月8日に、全国知事会と日本医師会が共同声明をまとめ、5類移行後の病床確保量などの継続を求めました。

市としても、発熱したときにすぐに検査が受けられる体制、入院など必要な治療が受けられる体制の確保を

国・東京都に求めるべきと考えますが、いかがでしょうか。

○新型コロナウイルス感染症対策担当課長（中山 仁君） 新型コロナウイルス感染症へ感染された方、特に重症化リスクのある方が安心して入院できるよう、病床の確保は必要だという形で考えてはございます。こちらにつきましては、東京都は国に対しまして、病床確保量の継続などにつきまして要望しているということも聞いてございます。国において、今後も適切に対応いただけるものという認識でございます。

また、東京都では、相談窓口といたしまして設置しておりました発熱相談センター、また、うちさぼ東京、そしてフォローアップセンターにつきまして、5類移行時に統合させ、新型コロナウイルス感染症相談センター、こちらを開設するというのを聞いてございます。また、都の保健所が実施しております入院調整につきましては、主に透析患者や妊婦、そして基礎疾患のある方など、重症化リスクの高い方を対象として継続していくということも聞いてございます。

医療供給体制につきましては、東京都において、今後国の方針に併せて対応するとしており、適切に整備、対応いただけるということで認識してございます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 1月の1万人を超える死亡者が出た中で、救急車を呼んでも入院できない事例とか、高齢者施設で感染しても入院できずにそのまま、きちっと隔離もできずにクラスターになると、そういう状況の中で高齢者の方々の命が失われるという事例が多数発生し、報道もされているところです。そういう点で、私は、国がきちっとやってもらえるっていうふうに、この実績からいうと考えづらいというふうに思っているところです。

この間、党市議団として、発熱外来支援金創設などによって発熱外来を拡充することや、自宅療養者支援センターの開設などを求めてきました。国の無策の下で、無策どころか、病院のベッドをどんどん減らし続けるということをやられてるわけですがけれども、市として市民の命と健康を守る取組をできる限りやっていたきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○新型コロナウイルス感染症対策担当課長（中山 仁君） 市民の皆様の命と健康を守るための新型コロナウイルス感染症対策につきましては、国・東京都、市が一体となって取り組み、それぞれの役割を適切に果たす必要があるというふうに考えてはございます。

これまでの間、東大和市医師会からは、発熱外来、検査の実施に加えまして、ワクチン接種に多大なる御協力をいただいているところでございます。また、市におきましては、陽性者への食料品等の配送支援や、発熱など症状がある方に対して抗原定性検査キットの配送を実施してまいりました。

今後におきましても、国の方針や東京都の対応に基づきまして、新型コロナウイルス感染症対策に努めていきたいと、そのような形で考えてございます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） とにかく、国がきちっとやってくれてないという認識です。そういう状況の中で、役割分担あるわけですがけれども、現実に市民の皆さんの命、健康が脅かされてるということですので、その実態をどうするのかという点で、市としてもできる限りの対策をお願いしたいと思います。共産党市議団としては、発熱外来支援金の創設、自宅療養者支援センターの開設など、引き続き求めたいと思います。

それから、小・中学校の入学式、卒業式の対応で、これは代表質問の答弁ですかね、児童・生徒はマスクを外し、保護者はマスク着用という答弁でした。今回、来賓は入れないということですがけれども、それでも多く

の人が会場に集まる中でマスクを外すことに恐怖を感じる方もいると思います。少なくとも児童・生徒についても本人と保護者の判断に委ねるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○教育部参事（小野隆一君） 小・中学校の入学式、卒業式での対応についてであります。児童・生徒につきましては原則外すことといたしますが、様々な事情により感染不安を抱き、マスク着用を希望する児童・生徒もおりますので、学校や教職員がマスクの着脱を強いることのないようにしております。また、児童・生徒の間でもマスク着用の有無による差別や偏見等がないように指導を行ってまいります。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） ぜひ丁寧に対応をお願いしたいと思います。

以上で、1のところを終わります。

次に、国民健康保険税の6年連続1億円値上げについてです。

2018年2月16日、17日に市は市民説明会を開き、保険税の6年連続1億円値上げについて説明しました。その際、国保の抱える構造的課題を7点挙げました。その中で、国保加入者は所得水準が低いとして、加入者1人当たり平均所得が、区市町村国保は86万円、健保組合は207万円としました。

東大和市の国保加入者の平均所得は、2017年度と、つまり6年連続値上げ前ですね、2023年度でどのように変化しているのか伺います。

○保険年金課長（岩野秀夫君） 平成29年度及び令和5年度の各年度の課税所得を捉えておりますことから、当初におけます保険税所得割額の算定の基礎となります課税所得の総額を当該年度の被保険者見込数で除した被保険者1人当たりの課税所得といたしまして、平成29年度が約79万6,000円、令和5年度が約82万円でございます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 今答弁された平均所得額、課税標準額、つまり旧ただし書き所得という理解でいいのか確認したいと思います。

○保険年金課長（岩野秀夫君） お見込みのとおり、国民健康保険税の算定基礎となる、課税対象としての所得額でございます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 構造的課題の中でもう一つ、所得が低いってことのほかに保険税負担が重いということも挙げられています。

加入者1人当たり保険税を加入者1人当たり所得で除した負担率、区市町村国保が9.9%に対して、健保組合は5.7%とされています。東大和市はどうでしょうか。2017年度と2023年度をお願いします。それぞれ、加入者1人当たり保険税額と負担率をお願いします。

○保険年金課長（岩野秀夫君） 先ほどの質問と同様に、当初におけます課税所得の比較となりますが、一般被保険者におけます国民健康保険税の現年課税分の調定額の総額を当該年度の被保険者の見込数で除した1人当たり保険税額は、平成29年度で約8万7,000円、令和5年度で約11万6,000円、負担率につきましては、平成29年度で約10.9%、令和5年度で約14.1%でございます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） そうすると、2017年度は平均所得79万6,000円で、国民健康保険税が8万7,000円、10.9%だったものが、2023年度には所得82万円、国保税11万6,000円で14.1%。そうすると構造的課題は解決

するどころか、6年連続値上げで一層深刻になったということになると思いますが、いかがでしょうか。

○**保険年金課長（岩野秀夫君）** 国民健康保険の広域化後、国により毎年度3,400億円の公費が投入されており、国費による財政支援を踏まえまして、国民健康保険が将来にわたって安定的かつ持続的な運営となりますよう、財政健全化に取り組んでいるところでございます。

また、国民健康保険の構造的課題といたしまして、所得水準が低い点に関しましては、一定の所得基準以下の世帯に対する均等割の軽減制度や未就学児における均等割の軽減制度があり、また市独自におきましても、多子世帯への均等割軽減や、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして収入が一定程度減少等した世帯に対する保険税軽減策の施策を行っております。

こうした保険税の負担軽減に係る一定の施策を踏まえまして、現行制度において、給付と負担の均衡が図られた適切な保険税課税を行っているものでございます。

以上でございます。

○**6番（尾崎利一君）** 当然お持ちだと思いますけれども、市民説明会の資料で、先ほど紹介したような内容で、国保の構造的課題があると、これを解決するために施策を打つんだと言ってるのに、これが、さらに格差が拡大するという事態になっているわけです。だから、これね、全く、様々な制度は前からあります、それが拡充してきたということは認めますけれども、しかし基本的なところで問題が、矛盾が逆に広がってるということを指摘しておきたいと思います。

市民説明会では、2017年度の1人当たり保険税を6年かけて37.5%値上げすれば、国保の赤字を解消できるとしました。来年度値上げで6年ですが、これで赤字は解消できるのか伺います。また、2017年度水準から見ると何%の値上げになるのか伺います。

○**保険年金課長（岩野秀夫君）** 令和5年度につきましては国保財政健全化計画の最終年度でありますことから、令和5年度当初予算におきましては、赤字補填の繰入れは計上してございません。

平成29年度水準と令和5年度の比較でございますが、被保険者数や保険税の収納率、東京都へ納めます国民健康保険事業費納付金の額等、状況が異なりますので一概に比較することは困難でございますが、仮に、先ほど答弁いたしました各年度の1人当たり保険税調定額の比較で申し上げますと、約34%の改定となります。

以上でございます。

○**6番（尾崎利一君）** それで、赤字は解消するということですね、予算としてはね。この6年間、値上げをし過ぎて、国保会計が黒字になり、基金が数億円規模まで積み上がったために、これを取り崩せば値上げしなくて済む局面が何度も生じました。それでも値上げした理由を改めて伺います。

○**保険年金課長（岩野秀夫君）** 国民健康保険事業運営基金につきましては、保険者努力支援制度等により国や東京都からの交付金等の増収、及び国民保険税収納率の向上等により保険税の増収によりまして一定の残高を確保することができ、保険税率の上昇抑制に活用することができました。限りある基金の活用のみをもって赤字補填繰入れを解消することは、国民健康保険の安定的、持続的な運営に将来的な課題を残すものと考えてございます。

以上でございます。

○**6番（尾崎利一君）** これまで、これ、私、聞いて、答弁、市がしてるわけですがけれども、広域化を進めているんだと、東京都で同一の保険税としなくてはならないんだと、将来。だから東京都が示す標準保険税と同等の保険税にしなくてはならない。基金を取り崩せば値上げしなくて済むとしても、だから値上げをすると、6

年後には東京都の示す標準保険税に合わせるんだということで答弁してきた。

6年間、ほぼ当初の計画どおり1億円ずつ値上げをしてきましたけれども、これで東京都の示す標準的な保険税に追いついたのかどうか、この点を伺います。

○保険年金課長（岩野秀夫君） 市では、東京都の示す標準保険料率を参考といたしまして、市の保険税率等の見直しを行ってまいりましたが、所得の低い方への配慮といたしまして、均等割の額を抑え、この分、所得割の税率によって補填とする、こういう方針としてございます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） ちょっと答弁になってない感じがですね。

標準的な保険税には追いつかなかったわけです、この6年間。6年前は、これで追いつくと言ってたんだけど、追いつかない。来年度の保険税については、東京都の標準的な保険税に達するためにはあと約2億7,000万円、つまり全部で3億7,000万円値上げしなくてはならなかった、これは全員協議会でも説明されたところです。これまで値上げし過ぎて、たまっていた基金が4億2,000万円あるので、ここから2億7,000万円取り崩すことで1億円の値上げにしたというのが市の説明でした。

状況が変わらなければ、東京都の示す標準的な保険税に到達するためには、あと3年間、1億円ずつ値上げしなくてはならないということになると思いますが、どうでしょうか。

○保険年金課長（岩野秀夫君） 令和5年度までは、国保財政健全化計画に基づきまして、赤字補填繰入れの解消に必要となります保険税率の見直しを行ってまいりました。令和6年度以降につきましては、現時点で未定でございます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） そういう、ちょっとごまかしですよ。

来年度の保険税を算定するに当たって、東京都の示す標準的な保険税に2億7,000万円足りなかったから、基金を取り崩して1億円に抑えた、これ、市の説明ですよ。

それで、年を追うごとに、到達すべき保険税額がどんどん高くなっているのではないかということはこれまでも、モデル世帯の到達すべき額が毎年毎年どんどん上がっていくじゃないかということで繰り返し指摘してきたところです。

そもそも、先ほどの答弁で、東大和市の保険税は、平均所得82万円の人が11万6,000円の保険税を払わなくてはならない、とんでもない負担ではありませんか。いかがでしょうか。

それから、厚生労働省の出している国民健康保険実態調査に合わせるために伺いますけれども、1人当たり平均保険税の額を介護保険分を除いて医療給付費分と後期高齢者支援金分で計算すると、2017年度と2023年度の保険税額と負担率、どうなるのか伺います。

○保険年金課長（岩野秀夫君） 国民皆保険を下支えいたします国民健康保険を将来にわたって安定的かつ継続的に運営していくために、現行制度において給付と負担の均衡を図りながら、財政健全化に市として取り組んでるところでございます。

負担率の件に関しましては、先ほど答弁いたしました、当初における一般被保険者の国民健康保険税の現年課税分の調定額の総額より、介護納付金分を差し引いたものから負担率を算出した場合のものとなりますが、平成29年度は約9.9%、令和5年度は約12.8%でございます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 保険税額も教えてください……いや、ごめんなさい、結構です。

それで、今の御答弁、82万円の所得で11万6,000円の保険税、ひどいじゃないかって言ったら、国保を持続可能にするためだという答弁でした。これでは、年金と同じで制度は存続するかもしれないけど、暮らしのほうは成り立たない、医療を受ける権利は成り立たないということになると思います。

今の御答弁で、東京都全体に数字を合わせるために伺ったんですけども、2021年度の東京の1人当たり負担率実態調査報告書では、1人当たり課税標準額、旧ただし書所得は119万4,000円、1人当たり平均保険料は11万868円ですから、負担率は9.3%です。東大和市は負担率12.8%、全都の平均から比べても極端に高いというふうになっています。東京都の平均では、所得は東大和市より37万円高いけれども、保険税は5,500円安くなるということになります。東大和市は大変高いということになります。

もちろん、国庫負担を減らし続けた国の責任は重大です。重過ぎる国保税に対する被保険者の負担を軽減するために、基礎自治体が自主的判断で財政支出をしてきた、それを国が旗振りをして、国保税軽減のための市町村の負担はまかりならんと、これは地方自治に対する乱暴な介入です。

それにしても、東大和市の負担押しつけは突出しています。東大和市は、6年間1億円ずつ値上げをして、令和5年度に赤字繰り出しをゼロにするという国保財政健全化計画を立てて、遂行しています。

東大和市より先をいってるのは八王子だけです。

例えば、昭島市、府中市、国立市の赤字解消の目標年次は令和20年度、東大和市の15年先ですよ。西東京市は令和21年度、調布市は令和23年度です。多摩26市のうち18市は、赤字解消年次を2030年代または2040年代に設定しています。昭島市は来年度も値上げせず、7年連続で据置きです。地方自治に対する介入に精いっぱい抵抗していると言ってもいいかもしれません。

お隣の武蔵村山市も12年間で赤字を解消する計画だったけれども、コロナ危機下で値上げを中止し、達成年度を1年先送りして、13年間で解消することに変更しました。多くの自治体が武蔵村山市と同様な対応を取ったけれども、この年も東大和市は計画どおり1億円の値上げを強行したわけです。その上、事もあろうに、赤字をいち早く解消した自治体には東京都への納付金を減額算定する仕組みをつくるべきだなどと申し入れ、国保値上げの自治体間競争の仕組みづくりまで求める始末です。

東大和市は、所得が82万円しかないのに11万6,000円も保険税を払わざるを得ない市民を助けようという立場なのか、それとも理不尽な負担を押しつける国、言いなりどころか、率先して負担を押しつけようとしているのか、どっちなのでしょう、伺います。

○保険年金課長（岩野秀夫君） 先ほども答弁させていただきましたとおり、国民皆保険を下支えいたします国民健康保険を将来にわたって安定的かつ継続的に運営していくために、財政健全化に取り組んでるところでございますが、その中で、市といたしましては保険税の均等割を抑制することで所得の低い世帯へ配慮をいたしており、また市独自の、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少等した世帯への保険税軽減や多子世帯への均等割軽減等、負担軽減に資する施策に取り組んでるところでございます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） それにしても突出しています、先ほど言ったように。多摩26市で18市が赤字解消年次を2030年代または2040年代に設定してる、いう事態、状況から見ても、これは突出してると言わざるを得ないと思います。

私、年金額14万円という方のお話を議場で紹介したことがあります。耳がどんどん悪くなって、人前に出



ていかない状況です。歯もがたがたです。膝も悪くなって、自転車でなければ出かけられない。でも、幾ら言っても、医者には行かない。税金と保険税払ったら、医者に行くお金なんか手元に残らないんだというわけです。

市も、こういう方々の実態つかんでいるのではないのでしょうか。いかがでしょうか。

○**保険年金課長（岩野秀夫君）** 令和5年度におきましては、医療機関窓口で支払う一部負担金の徴収猶予、減免の対象世帯について拡大する予定でございます。また、生活困窮に関する御相談あった際は、個別の事例に即しまして御案内できる制度や納税相談も含めて、丁寧に対応してまいります。

以上でございます。

○**6番（尾崎利一君）** 丁寧な相談は、ぜひお願いしたいと思います。

それから、先ほど御答弁でありましたけれども、窓口負担の減額・免除制度を拡大するという点については評価をしたいと思います。

ただ、全体として、こういう国民健康保険税の突出した値上げによって、医療を受ける市民の権利が制限される、侵害されるという現実があること、厳しく指摘したいと思います。国民健康保険税の値上げは中止し、引下げに転じるべきです。医療を受ける市民の権利を行政が踏みこむべきではないと思います。このことを申し上げ、また議場の市議会議員の皆さんには、来年度の国保税値上げに反対し、地方自治に対する国の乱暴な干渉をはねのけようと呼びかけて、次の項に移ります。

気候危機打開のところでは。

気候危機打開の緊急性についての認識についてです。

市長は2050年カーボンニュートラルに言及しましたが、2020年10月ようやく政府が宣言した、宣言の時期そのものが、国際的に見ても大変立ち後れています。市の認識を伺います。

○**議長（関田正民君）** ここで10分間休憩いたします。

午前10時30分 休憩

---

午前10時39分 開議

○**議長（関田正民君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

○**環境対策課長（梶川義夫君）** 気候危機に関する国際的な流れの中での政府の宣言に対する市の認識でございますが、近年世界規模で異常気象が発生し、大規模な自然災害が増加する中、気候変動問題への対応は各国共通の課題となっております。

カーボンニュートラル目標を表明する国が増加しておりまして、世界的に脱炭素の機運が高まる中、日本では令和2年10月に当時の首相によるカーボンニュートラルを目指すことの宣言がなされたものであります。そのことによりまして、国として気候変動問題に対して対応することが世界に向けて表明され、国としての目標が明確になったものというふうに認識しております。

以上でございます。

○**6番（尾崎利一君）** 他の議員も要求しましたが、東大和市としてもぜひカーボンニュートラル宣言、速やかに行っていただきたいと思います。

2050年までに温室効果ガス排出実質ゼロを達成する中間点として、2030年までにどこまで削減するのか、国際的に確認されている目標と日本政府の目標について伺います。日本はCO<sub>2</sub>排出量で世界で第5位であり、

その責任は大変思いと考えますが、市の認識を伺います。

○環境対策課長（梶川義夫君） 2019年のCOP25を経まして、2050年までのカーボンニュートラルを各国が宣言しております。その過程でいずれも2030年までの努力目標として掲げているものとして、中国では排出量をピークアウトすること、アメリカでは2005年比で50から52%の削減、EUにつきましては1990年比で55%の削減目標などを掲げております。

日本では2013年比で46%の減としておるところでございます。国によりまして基準年の違いがあるため比較は難しいと認識しております。また日本は2019年時点でCO<sub>2</sub>の排出量が世界第5位ということ把握しております。その責任を果たすためにも2050年まで実質ゼロを宣言し、各施策に取り組んでいくものと認識しております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 2030年というのはあと7年後ですよ。2050年までは32年ですかね、37、大分先なわけですけれども、中間年である2030年までの目標をどうするのかというのは極めて……ごめんなさい、計算ができなくて、2050年までは27年、2030年までは7年、そういうことです。

この7年後までにどうするのかということが問われていると私は思います。それで世界全体としては2010年比で45%削減しようという目標ですけれども、日本は2013年比で46%、これ2010年比に直すと42%ということで、先進国であるということや排出量が世界5位であるということから見ると大変小さな目標だ。

この政府の消極的な姿勢をもって東大和市の取組の根拠にするのでは対策が遅れるのではないかと心配するわけです。市役所の業務で排出するCO<sub>2</sub>を削減する計画である事務事業編では、2030年までに2013年比で50%削減するということから逆算をして、2026年までに33%削減するとしています。初年度が終わろうとしています、初年度の削減目標と進捗状況を伺います。

○環境対策課長（梶川義夫君） 第四次東大和市地球温暖化対策実行計画におけます2022年度のCO<sub>2</sub>削減効果につきましては、3月の第4四半期の実績を関係各課から今後報告していただきまして、集計して確認をさせていただきます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 目標はないということですか。

○議長（関田正民君） ここで暫時休憩いたします。

午前10時45分 休憩

---

午前10時45分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○環境対策課長（梶川義夫君） すみません。目標につきましては、後ほどちょっと確認して、また御報告させていただきます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 毎年毎年目標がなければ、あと7年というときに、対策が立ち後れるというのは当然だと思います。

それで昨日3月2日になってようやく昨年3月に改定された事務事業編が市のホームページに載りました。まずこうした計画を策定したことを市民にいち早く周知するという事は、気候危機打開にとっても大変重要

なことだったと思います。これホームページへ載るのが昨日になってしまったというのはどういうことなのか伺います。

○環境対策課長（梶川義夫君） 昨年3月に、令和4年3月に策定しました第四次地球温暖化対策実行計画でございますが、こちらの掲載の遅れにつきましては、担当課での事務的な手続が遅れたことによるものでございます。で、ここで掲載をしております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） ちょっとまずいと思います。

それで、先ほどの答弁で東大和市域全体でのCO<sub>2</sub>排出量削減計画である区域施策編については、2026年度までに策定する予定だったものを2024年度に前倒したという答弁でした。第二次環境基本計画では2026年となっていたということですが、ちょっと私見つからなかったんですけど、どこにどのように書かれているのか伺います。

また都内では昨年の段階で、島嶼部を除く75%の自治体が区域施策編を策定していました。前倒したとはいえ、立ち後れているという認識があるかどうか伺います。

○市民環境部長（田村美砂君） 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の第二次東大和市環境基本計画への掲載についてでございますが、こちらの基本計画の中の基本目標の循環型社会の形成を進める地球にやさしいまちの環境指標・目標の中の一つとして記載をしております。そこには環境指標といたしまして、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定といたしまして、目標年度を当時の記載ですけれども、平成38年度ということに記載をしております。

また立ち後れているという認識についてでございますが、今の環境基本計画も基になってございますが、令和4年3月に第四次東大和市地球温暖化対策実行計画を策定いたしまして、また今年度に入り区域施策編の策定について実施計画に計上いたしまして、実効性のある計画とするために令和5年度の予算計上させていただいておりますが、来年度——令和5年度に調査、その翌年に計画策定のそのような予定を立ててございまして、そのような認識は持っていないところでございます。

以上です。

○6番（尾崎利一君） ほかの自治体75%策定しているのに東大和市が策定されていないというのは、遅れではないかというふうに私は思います。

それから、初年度の目標についてもどうなのかよく分からないという状況や、事務事業編のホームページへの掲載が1年近く遅れるという点、やっぱり看過できないのではないかと。遅れを認めなければ遅れを取り戻すことはできません。区域政策編の計画期間はいつからいつになるのか、基準年は2013年なのか、2013年比で2030年までに50%削減することを可能にする目標設定となるのか、この点について伺います。

○環境対策課長（梶川義夫君） 区域施策編におきます計画期間、目標の対象となる基準年、目標につきましては、今後計画策定の中で検討してまいります。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 計画策定、策定について委託するんですかね、委託するにしても2030年までに50%削減することを可能にする目標設定にするというぐらいの方針が、今、市で決まっていなければ、大変これは不安だというふうに思います。2024年度に計画ができたとして、2030年まで6年しか残されていないわけです。計画つくってから腰を上げるのでは間に合わないと思います。できる手だては直ちに打っていくことが大切だと

と思いますが、いかがでしょうか。

○環境対策課長（梶川義夫君） 実効性のある施策を行っていくためには市内の実情を調査し、把握する必要があり、その上で講じるべき施策の検討を行うことが重要であるというふうに考えております。そのため令和5年度に各調査を行いまして、令和6年度に計画を策定し、令和7年度から施策を進めていくというふうに考えております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） やれるところは直ちに手を打って行って、計画策定後にそれを補強する、強化するというふうに進まない、私は間に合わないのではないかというふうに思います。地元企業との独自の協定や省エネ投資に対する市独自の支援、断熱省エネルギー住宅へのリフォーム、太陽光発電用パネルの設置などへの助成、こういうものを求められると思います。また地元企業や住民に専門的なアドバイスを行える支援窓口も必要ではないかと思えます。いかがでしょうか。

○環境対策課長（梶川義夫君） 今御質疑ありました地元企業との協定や省エネルギー、再生可能エネルギー設備への助成等々につきましては、区域施策編に基づきます施策の中で、その必要性について検討してまいります。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 品川区が、来年度予算で住宅リフォーム助成の対象に太陽光発電利用型給湯器も加えるということについては、同僚議員が取り上げました。給湯器の改修については、これまでは省エネ効果給湯器としていましたが、脱炭素化に向け選択メニューを拡大、環境配慮を進めるというふうにしています。既存住宅の省エネ化がCO<sub>2</sub>排出削減にとってどれくらい効果を持つのか、そのための助成の必要性について市の認識を伺います。

○市民環境部長（田村美砂君） 既存住宅のリフォームの効果ということでございますけれども、東京都が住宅新築時に太陽光発電設備の設置義務づけを進めていくことですか、また御紹介ございました品川区のように既存住宅のリフォームのメニューに再生エネルギーの設備の導入などを含むなどの取組があるということは認識をしております。

既存住宅であれ、新築住宅であれ、省エネルギー、再生エネルギー設備の導入があれば、いずれにいたしましても、数値のほうは今把握はしてございませんが、CO<sub>2</sub>の削減効果があると、そのように認識してございます。これらの助成制度の導入につきましては、実効性のある施策の一つとして今後区域施策編の策定の中で検討していきたいと考えております。

以上です。

○6番（尾崎利一君） CO<sub>2</sub>削減というときに、政府部門や地方自治体などの行政部門でどう減らすのか、それから企業、工場など、そういうところでどう減らすのか。市民生活の中でどう減らすのか、市民生活の中で減らす分については、こうした住宅、省エネ住宅の施策でどの程度減らすのか、こういうもの当然あるわけで、そういうことを踏まえてどれくらい効果を持つのかということをお伺いしたわけですが、まだ現状では分からないということでした。

それから、2014年の12月議会で、住宅への太陽光発電パネル設置補助に踏み出すべきと、当時西川市議が質問したわけですが、市長の答弁では再生可能エネルギーの普及には前向きだと、ただ財政負担が出てくる、ほかのもっと優先度が高いものに向けなくてはならないという答弁でした。今再生可能エネルギーへの転

換と省エネルギー、これは最優先の緊急課題になっていると考えますが、この点の認識、8年前と今では全く違っていると思いますが、ここ市長に伺いたいと思います。

○市民環境部長（田村美砂君） 我が国では2019年のC O P 25を経て、2020年には当時の首相が2050年までにカーボンニュートラルを目指すと言明を行いました。また東京都におきましても同様の目標を掲げており、2014年当時と比べ、また状況も変わっているものと認識をさせていただきます。

さらに、国では令和5年2月に化石エネルギー中心の産業構造・社会構造をクリーンエネルギー中心へと転換するGX（グリーントランスフォーメーション）実現に向けた基本方針を策定いたしまして、今後10年間を見据えたロードマップを示されたところでございます。

市におきましても、平成29年度からの第二次東大和市環境基本計画の中で地球温暖化防止対策の推進として、区域施策編の策定目標を掲げているところでございます。令和5年度には計画策定の準備といたしまして、まず調査を行い、それを基に実効性のある施策を検討してまいります。今後市内のCO<sub>2</sub>の削減を図るため、区域施策編で策定する施策を少しでも前に進めていく必要があると、そのように認識をさせていただきます。

以上です。

○6番（尾崎利一君） 私伺ったのは、太陽光発電パネル設置補助に関連して、再生可能エネルギーの普及には前向きだと、しかし当時は優先度がそれほど高くなかったんだという答弁だったわけです。今最優先の緊急課題になっている中で、これ直ちに踏み出すべきだということに伺いました。

それから、同じときに原発再稼働について、石炭火力発電に頼ることを前提として、石炭火力発電所が事故で動かなくなったときのことを想定する必要があるという趣旨での答弁でした。石炭火力発電からも、原発からも速やかに撤退し、再生可能エネルギーに転換しなくてはならないと思いますが、この点の認識を伺います。

○市民環境部長（田村美砂君） 先ほど答弁申し上げました国が定めましたGX（グリーントランスフォーメーション）実現に向けた基本方針の中で、原子力発電につきましてCO<sub>2</sub>を排出せず出力が安定的であり自律性が高いことから、電力の安定供給とカーボンニュートラルの実現の両立に向けて、その活用に取り組んでいくことが示されていると、そのように認識をさせていただきます。

また石炭を含む化石エネルギーへの過度な依存からの脱却も目指すと示されており、脱炭素の取組を進めるため再生可能エネルギーの主力電源化を目指すこととしております。このような国の取組の下、当市におきましてもCO<sub>2</sub>削減に向けた取組を進めていくものでございます。

以上です。

○6番（尾崎利一君） 石炭火力発電、それから原発への依存、ここから脱却するというをはっきりさせないから、再生可能エネルギー普及に市が踏み込んでいけなくなっているというのが、当時西川市議の指摘をしたところでした。政府も市も石炭火力と原発からきっぱりと撤退する立場で再生可能エネルギーへの転換を推進するよう求めたいと思います。

気候危機打開のために若い方々も立ち上がって運動していますけれども、その方々も原発回帰については、最悪の環境破壊につながる原発に回帰していくということについては、明確に反対の立場を明らかにしています。ここははっきりさせないと、気候危機打開できないというふうに思います。

次に、4番目の平和施策、オスプレイ航行への対応について伺います。

しんぶん赤旗2月26日付がスクープをして、それを取り上げて、昨日小池晃参議院議員が参院予算委員会で取り上げました。防衛省が全国約300の自衛隊基地に保有している2万3,000棟を、化学、生物、核兵器などの

攻撃に耐えるよう強靱化するため、ゼネコン関係者との意見交換会を昨年12月23日と今年2月2日に開いたという問題です。

日本全土の戦場化を想定したものにはかなりません。安全保障は国の専管事項だけれども、平和都市宣言を行った自治体市長として、戦争は起こしてはならないと考えているという市長の答弁は大変重いと考えます。ロシアのウクライナ侵略は国連憲章をじゅうりんする暴挙です。悪いのはロシアであり、さきの国連決議でも即時無条件の撤退を求めているのは当然です。

同時に見ておかななくてはならない問題があります。一つはロシアを含めたヨーロッパの全ての国が加盟している欧州安全保障協力機構という話合いと平和の枠組みがあったにもかかわらず、この枠組みを一切動かすことなく、NATOの東方拡大とロシアの覇権主義台頭という軍事対軍事の対決が戦争を手繰り寄せてしまったということです。

もう一つは、ヨーロッパと東アジアの違いです。NATO加盟諸国は30か国、ヨーロッパのほぼ全域がNATOという軍事同盟の下にある。アジアでは軍事同盟の下にある国は、韓国、日本、オーストラリアの3か国で、多くは非同盟中立の国々です。

アジアにおけるその中心的存在であるASEAN諸国は、一国で自国を守ろうとすれば軍備拡大になってしまうかもしれないが、それは破滅への道、戦争への道だ。多国間でお互いに戦争を仕掛けない、戦争の心配のない国際環境を醸成していくことこそ自国を守る現実的な道だと主張し、ASEAN10か国にアメリカもロシアも中国も入った東アジアサミットという枠組みをつくり、これを足がかりに東アジア全域に平和の枠組みを構築しようという構想、ASEANインド太平洋構想を推進しています。

アメリカ政府も日本政府も中国も、この構想に支持賛同の態度を示さざるを得ない。そういう国際環境をつくり上げてきています。まさに憲法9条が掲げ、東大和市平和都市宣言が掲げる方向に合致するものです。攻められたらどうするんだと国民を脅すのではなく、戦争をさせない政治の責任を果たすべきです。

市長答弁にあった戦争は起こしてはならないという政治の責任を明確に指し示した言葉、この機会だからこそ広く発信していただきたいと考えます。市長、いかがでしょうか。

○**教育部長（小俣 学君）** 戦争を起こしてはならないということ、これを広く発信することについてでございますけれども、戦争は平穏に暮らす私たちの平和や安全を脅かす脅威でありまして、恒久平和の実現は全人類の共通の願いであると認識しております。そのため市では、ロシア連邦によるウクライナへの軍事侵攻を受けまして、旧日立航空機株式会社変電所前のフェンスに、軍事侵攻に対する抗議の意味を込めました横断幕を掲示するなど、広く平和宣言都市としてのメッセージを発信し、行っているところでございます。

市といたしましては、引き続き平和都市宣言に基づきました平和事業や平和首長会議の活動を通じまして、平和施策を推進してまいりたいと考えております。

以上です。

○**6番（尾崎利一君）** 私の質問に対して、市長から国の専管事項だけれども、あえて戦争を起こしてはならないという発言があったことは大変貴重だというふうに思っています。ぜひ広く発信をし、市民の皆さんにこの見解、戦争をさせない政治の責任についての市長の発言、広げていただきたいというふうに思います。

次に、オスプレイの問題ですけれども、昨年11月、北関東防衛局より通知があり、既に自衛隊オスプレイによる立川飛行場での訓練飛行は始まっています。立川飛行場周辺8市の連絡会は、この間2回にわたって防衛省に要請を行っています。主な内容と防衛省側の回答について伺います。

○企画政策課長（荒井亮二君） 立川飛行場の周辺自治体8市で組織いたします、立川飛行場周辺自治体連絡会によります要請の内容等についてでございます。

まず1回目は令和4年11月7日に防衛大臣及び防衛省北関東防衛局長宛てに要請を行ってございます。周辺8市の連絡会からの主な要請内容といたしましては、まず立川飛行場におけます飛行時間ですとか離着陸回数など、運用の要領を定めております新立川飛行場の運用開始に伴う事前協議、こちらの内容を遵守することやまた飛来に関する早期の情報提供、また周辺住民への丁寧な情報提供、そして可能な限り高い高度を維持することなど有効な騒音振動対策を取ることも、また安全対策の徹底などにつきまして要請を行いました。

これを受けまして北関東防衛局からの口頭での主な回答といたしましては、まず新立川飛行場の運用開始に伴う事前協議の内容を遵守することや、また関係自治体に対しまして、できる限り速やかで丁寧な情報提供を行っていくこと、そして周辺住民の皆様への影響に配慮した運営を行っていくこと、そして高い高度の設定によります飛行や訓練を行うこと、また安全確保の徹底を行っていくことなどにつきまして飛行部隊に求め、真摯に対応していくこととの回答を受けたところでございます。

続きまして、2回目の要請についてでございます。こちらは令和5年1月20日に実施しておりまして、防衛省の北関東防衛局長宛てに要請をしてございます。

周辺8市の連絡会からの主な要請内容といたしましては、飛来の際は毎回事前に通知することや、また飛来に際しましては住宅密集地を避け、騒音被害を出さないように努めること、また飛行高度につきましては航空法を遵守すること、そして周辺住民の不安解消に向けまして、国の責任において丁寧な説明を行うことなどにつきまして要請を行ってございます。

こちらを受けまして北関東防衛局からの口頭での主な回答といたしましては、まず病院や市街地、住宅地を極力回避し飛行することや高度につきましては最低安全高度を含め、民間機と同様に航空法を遵守し、周辺住民への影響に配慮した運用に努めること、そして各種広報媒体等を活用いたしまして、御理解を深めていただけるような適切な情報提供に努めていくことと回答を得ております。

また、その一方で飛来に関します事前通知についてでございますが、こちらは例えば地上からのレーザー光線の照射といったような、飛行の安全に支障を及ぼしかねない行為を防ぐために、従前から他の航空機の飛行におきましても、逐一事前に情報提供しているわけではございませんということで、今回の陸上自衛隊のオスプレイにつきましても同様としますが、初めて今回立川駐屯地に飛来する際におきましては、事前に具体的な日時をできる限り情報提供をさせていただき予定だという回答を得たところでございます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） この要請書の中で気になったことがあるので幾つか伺いますけれども、転換モードというのは、プロペラというんですか、あれが横から縦になっていく途中みたいな大変不安定な状況です。この転換モードで市街地上空極力飛ばないでほしいみたいなことでしたけども、市街地上空で転換モードで飛ぶということは私はあり得ないというふうに思いますが、この点での回答はどうだったのか伺います。

○企画政策課長（荒井亮二君） 飛行モードの関係します要請に関する防衛省の回答といたしましては、まずその内容を申し上げますと、飛行モードにつきましては、通常の運用では速度と航続距離の利点を生かせる固定モードの飛行を基本としている。他方で離陸後の加速時や着陸前の減速時に転換モードになり、離陸の際には地面から離れる、または着陸の際には地面に接する瞬間においては回転翼モードを取る場合もありますが、場周経路上を除けば市街地上空において回転翼モード、転換モードで飛行訓練をすることは基本的には想定され

ませんという内容を説明を受けてございます。

以上でございます。

○6番(尾崎利一君) それから最低安全高度についても書かれていますけれども、小平・村山・大和衛生組合の煙突から半径600メートルの範囲にある南街や桜が丘地域については、具体的に地上何メートルが最低安全高度になるのか伺います。

また可能な限り高い高度を維持することも要請しています。市街地上空を飛行するヘリコプターについては、騒音防止のためできるだけ対地高度600メートル以上を維持するよう一般的に指導されていると認識しています。騒音ではヘリコプターどころではない大騒音ですから、オスプレイは当然準拠すべきだと思いますが、この点について伺います。

○企画政策課長(荒井亮二君) 航空機の最低安全高度につきましては、航空法第81条等によりまして定められてございます。この中では最低安全高度とは、人または家屋の密集している地域の上空にあつては、当該航空機を中心といたしまして、水平距離600メートルの範囲内の最も高い障害物の上端から300メートルの高度というふうにされてございます。

そのため航空機を中心といたしまして、水平距離600メートルの範囲内に衛生組合の煙突が入る場合には、その範囲内の地域におきましては、煙突の高さにこの300メートルを足した高度が最低安全高度になると考えてございます。

続きまして、騒音防止対策に関しますヘリコプターの高度についてでございます。こちらについては、自衛隊機におきましては、民間機同様に航空法を遵守するとともに、可能な限り高度を高くすることにつきまして配慮しているというふうに聞いてございます。

以上でございます。

○6番(尾崎利一君) 先ほど触れられた事前協議ですけれども、立川飛行場の境界では1,000フィート、約305メートルまで高度を上げて北上し、西武拝島線上空では1,500フィート、約460メートルを維持しながら東へ向かい、東大和市駅西側を南下することになっています。ですが、実際には玉川上水の駅のほうのマンションのところも飛んでいますよね。

これ最低限度であつて、この周回、場周経路ですね、周回経路の基本は1,800フィート、約550メートルというのが事前協議の内容です。こうした最低安全高度、当然法的に守られなくてはならないわけですけれども、この事前協議の問題も含めて厳格に守ってもらうということが必要だと思います。

それから、オスプレイの低周波音による健康被害の懸念がこの要請で触れられて、この調査を国に求めています。この点での回答どうだったのか伺います。

○企画政策課長(荒井亮二君) 低周波音に関する要請につきましては、防衛省の回答といたしましては、低周波音については、環境省による環境基準を定めておらず、航空機から発生する低周波による影響については、調査研究の過程にあると承知をしています。航空機の運用により発生する低周波音の影響については、今後必要に応じて対応を検討していきたいと考えていますとの内容でございました。

以上でございます。

○6番(尾崎利一君) 同じくこの要請文では、オスプレイのハード・クラッチ・エンゲージメントについて触れています。米空軍は当初原因が解明されるまで飛行を止めると言っていたのに、原因解明がないまま飛行を再開させました。



防衛省は安全性に問題はないと言いましたけれども、昨年11月の参院外交防衛委員会での山添議員の質問に対して、米側からの説明はなく、根本的な原因は米側で引き続き調査中というふうに答弁しています。つまり原因不明であることを認めた答弁です。機体が制御不能になって緊急着陸したということから起きた問題ですけども、その原因が解明されていない。これでは飛ばすわけにはいかないというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○企画政策課長（荒井亮二君） オスプレイの安全性についてでございます。防衛省の説明といたしましては、クラッチを原因とする特有の現象に対しましては、飛行を一律見合わせるべき機体の安全性に係る技術的な課題は存在しないこと。また米軍が確立した手順について着実に教育訓練を実施しているほか、操縦士への教育や追加的な機体の点検を確認的に行い、安全に万全を期した上での飛行訓練等実施しているというふうに説明を受けてございます。ただ、しかしながら周辺住民の不安の解消には至ってございませんので、この立川飛行場周辺8市といたしまして、これまで安全対策の徹底などにつきまして要請を行っているところでございます。以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 二度にわたる要請文、私も読ませていただきましたけども、あれこれと色々な現実には市民の皆さんの心配事もあるわけで、懸念を表明し、2回目の要請では住宅密集地である立川飛行場に、なぜここを選んだんだというようなことも聞いています。事実上この立川飛行場には来させるべきでないと言っているように取れます。市民の命を守るために、はっきりと立川飛行場に来させないということによっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○企画政策課長（荒井亮二君） こちらも防衛省から説明を受けております内容をまず申し上げますと、オスプレイにつきましては安全保障上、また災害対策にも力を発揮する輸送機であり、立川飛行場への飛来する目的は、陸上自衛隊輸送航空隊の技能習得、並びに首都圏における大規模災害発生時の人員・物資の緊急輸送等に備えるための訓練であるというふうに説明を受けてございます。

ただ、しかしながら米軍のオスプレイの事故が発生していることなどを踏まえますと、先ほども申し上げましたが、現状基地周辺の住民の皆様方の不安の解消には至ってございませんので、これまで周辺市とともに要請を行ってまいりました。そして今後もこの周辺8市で連携をしながら、必要な対応を行ってまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 2月1日にオスプレイ実際に飛来をし、私が聞いているところだと15分ぐらいでいなくなったと聞いていますけども、その後のオスプレイの飛来の予定はあるんでしょうか伺います。

○企画政策課長（荒井亮二君） 今後のオスプレイの飛来に関する情報については、現状のところ情報を入手してございません。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 先ほどの答弁でオスプレイについて安全保障上の課題もあると言われた、防衛省が説明したというのは重視する必要があると思います。これはアメリカとの軍事一体化の下で進められているという側面があるということを防衛省も認めたものだと思います。引き続き住宅密集地である立川飛行場、東大和市场周経路はもう住宅密集地なんですよ、基本的に、市内でいえば。そういうところにこういう危険な航空機飛ばすべきではないというふうに思いますので、引き続きの取組を求めたいと思います。

次に、最後の国・都・市有地のところですけども、桜が丘3丁目の国有地、旧警視庁用地については情報

提供いただき、活用計画について令和8年3月末までに提出するよう求められ、また暫定活用についても検討を求められています。検討状況を伺います。

○**公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君）** 暫定活用の検討につきましては、今後暫定利用の意向の有無につきまして庁内調査を行い、回答したいと考えております。

以上でございます。

○**6番（尾崎利一君）** 現在の桜が丘3丁目の旧警視庁用地についての管理、これは現在のところどこが行っているのか伺います。

○**公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君）** 財務省が管理をしていると認識しております。

以上です。

○**6番（尾崎利一君）** 私、桜が丘3丁目の国有地については議員になる前から取り上げてきましたけれども、かつて一般質問で立川市などの事例を紹介したことがあります。砂川闘争などの計画もあったようですが、立川市では国有地を無償で管理しますよという名目で野球やサッカーなどができるグラウンドをつくっています。無償管理と言っていますが、事実上の無償使用と言っていい状況になっています。

調布市などの無償管理の事例も紹介したことがあります。令和8年までの3年間をどうするのかというのは、実は大事なことなんではないかと私は思っています。からめ手も含めて集中的に庁内で利用計画あるかという程度にとどめずに、集中的に御検討いただきたいというふうに思います。

それから、桜が丘2丁目の参議院宿舍跡地については、これは代表質問で指摘したとおりです。特養ホーム待機者が厳然としているのに、通常の39%の賃料で50年間借りられる土地を国から示されているのに、7年間も特養ホーム整備計画を市が立てていないということに厳しく抗議をし、速やかな整備を求めたいと思います。

それから、東京街道団地については、他の議員も質問していますが、公園と運動広場については実施設計中ということですが、それぞれ来年度から着工ということでしょうか確認します。

○**土木公園課長（寺島由紀夫君）** 私からは公園について答弁させていただきます。

東京街道団地に新設されます公園の工事につきましては、東京都からは現時点においては令和5年7月から予定していると聞いてございます。

以上でございます。

○**生涯学習課長（高田匡章君）** 運動広場の着工時期についてであります。東京都に確認を行ったところ、仮に令和4年度末に予定どおり実施設計が完了したとしても、契約事務や工事に向けた準備等を行う必要があり、現時点では具体的な予定をお示しすることが難しい状況にあるということでありましたけれども、令和5年度の着工を目指し事務を進めてまいりたいということでありました。

以上でございます。

○**6番（尾崎利一君）** ありがとうございます。

民活プロジェクトについては、住民の皆さんの住環境の改善に役立つ活用を図るのが基本コンセプトだったと思います。施設ができれば終わりということではなくて、高齢化率が最も高いという地域の支えとなるような施策展開を求めますが、いかがでしょうか。

○**地域包括ケア推進課長（石嶋洋平君）** 今後の地域の支えとなる施策の展開につきましては、民活プロジェクトや高齢化の状況などを見極めながら調査研究していく必要があるものと考えてございます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） ぜひよろしくをお願いします。

それから他の議員から民活プロジェクトについて、周辺住民に十分知られていないのではないかという御発言もありました。運動広場の目の前の方から詳しい情報を知りたいと同僚議員に声がかかったようなこともありました。東京都が対応すべきことなのでしょうけれども、スムーズに事業を進める上でも丁寧な対応や段取りが必要だと思いますので、東京都とも連携して情報の周知を進めていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○都市づくり課長（稲毛秀憲君） 民活プロジェクトの周知につきましては、建築主である進出事業者により現地への標識の設置、近隣住民へのお知らせの配付などが行われているものと認識しております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） それから、向原団地の特別支援学校建設の説明会、今、市が来ていないということで住民の皆さんから不信の声が出ていました。住民や子供たちの命や安全にも関わることなだから市も出席すべきではないかという声です。いかがでしょうか。

○都市づくり課長（稲毛秀憲君） 東大和市街づくり条例では、建築主は近隣住民の理解を得るために事業計画及び工事計画についての説明会を開催する等周知の措置を講じ、その内容を市長に報告することとされております。こうしたことから市として建築主である東京都教育庁等が開催する事業計画及び工事計画についての説明会に出席する考えはございません。

市としましては、東大和市街づくり条例に基づき、建築主である東京都教育庁等が工事着手までに市と行うこととなる協議等におきまして、事業の進捗状況に併せて適切に協議していくこととなります。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 確かに民間の事業者が開発なんかするときは、その事業者が説明をして、市がそこにいるということはないですね。いたら責任の所在がどこにあるのか分かりにくいということもあると思いますけれども、相手が東京都なので余計そういう声が出るんだと思います。

ただ、いずれにしても今御答弁ありましたけれども、市としては住民の安全や快適な暮らしを守るという立場で、東京都ときちんと調整していくということでもいいのかどうか、もう一度確認したいと思います。

○都市づくり課長（稲毛秀憲君） 先ほど述べさせていただきました。繰り返しになるところでございますが、市といたしましては、東大和市街づくり条例に基づきまして、建築主である東京都教育庁等が工事着手までに市と行うこととなる協議等におきまして、事業の進捗状況に合わせて適切に協議をまいります。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） ぜひよろしくをお願いします。

以上で一般質問終わりますけれども、市長はこの間、少子高齢化で高齢者が増えて現役世代が減るから大変になるということで、進めているのは、市民サービスの切り捨てと国民健康保険税の6年連続1億円値上げでは済まされない際限なき値上げや、公民館等の有料化など市民負担増です。

その実態は、所得82万円の国保加入者に11万6,000円もの国保税を課すことであり、低所得者の介護保険利用の減免措置を廃止することでした。その結果市の貯金は、国保や介護などの特別会計も含めると今年度末で91億円を超える見込みで、4年間で31億円増えたこととなります。

私は代表質問で、市長は人口減少、少子高齢化の下で社会保障関係経費が増えることが市財政を困難にすると言ったけれども、国際的に見ても貧弱な社会保障給付や教育、子育てへの公的支出こそが日本社会の大問題

で、少子化、人口減少の最大の要因でもあることを指摘しました。

なぜ社会保障財源を確保できないのか、野村総研によると資産5兆円超の超富裕層の純金融資産は、2011年に44兆円だったものが2021年には105兆円へと膨れ上がりました。法人企業統計によると、大企業の内部留保は2011年には323兆7,000億円だったものが、直近では505兆4,000億円、法人税は28%から21%へ減税され、1億円を超えると税負担が減る1億円の壁は全く手がつけられていません。

富の偏在をただし、最低賃金の引上げなどで賃金と年金の上がる国へ、軍事費ではなく社会保障と教育への公的支出を大幅に引き上げることこそ、日本社会に求められているということを指摘して、一般質問を終わります。

○議長（関田正民君） 以上で尾崎利一議員の一般質問は終了いたしました。

---

### ◇ 中 間 建 二 君

○議長（関田正民君） 次に、19番、中間建二議員を指名いたします。

[19番 中間建二君 登壇]

○19番（中間建二君） 公明党の中間建二でございます。通告に従い、令和5年第1回定例会における一般質問を行わせていただきます。

まず初めに、第七小学校と第九小学校の統合に向けた検討状況について伺います。

東大和市立学校の適正規模及び適正配置等の方針、東大和市立小・中学校再編計画に基づく本事業は、今後長期間にわたって全ての小・中学校校舎の建て替えや長寿命化工事の実施を見据えたものであり、今後の事業推進のモデル的な位置づけになるものと受け止めております。これまでも市議会に対して適時情報提供をいただいておりますが、令和5年度に基本構想を策定される方針が示されていることから、以下の点についてお尋ねいたします。

1として、施設整備に係る基本構想の策定に向けて、どこまで検討が進んでいるのか。

2として、両校の統合によって、学校教育の充実をどのように図っていかれるのか。

3として、市の北西区域における公共施設機能の集約化のための具体案はどのようなものか。

4として、新校舎で地域の高齢者向けのサロン活動や給食の提供を行うことを検討できないか。

5として、第九小学校の跡地については、どのような有効利用を想定しているのか、それぞれお尋ねいたします。

次に、（仮称）東大和市児童発達支援センターにおける障害のある子供への相談支援の在り方について伺います。

当市においては、これまでも障害のある子供の保育園等での預かりや発達に遅れのある子供の早期発見・支援、また小・中学校における特別支援教育にも精力的に取り組んでいただいております。一方で発達障害への対応やグレーゾーンと言われる子供への個別の対応など、成長に伴って生きづらさを抱えている子供たちが増えており、発達段階に合わせて、また継続した形で適切な相談支援を行っていくことが重要な課題であると考えます。

1として、現在、乳幼児期から義務教育終了までの間、障害のある子供への相談支援は、どのような形で行われているのか。

2として、保育園等の入園後に発達の遅れが分かった場合には、保育所等訪問支援や療育との並行通園を利

用するケースがあると思われませんが、どのような利用状況になっているのか。

3、（仮称）東大和市児童発達支援センターが開設されることで、より効果的な障害児への相談支援の在り方として、どのような体制を構築していかれるのかお尋ねをいたします。

最後に、東京街道団地の跡地に新たに整備される人工芝の運動広場について伺います。

当市では近隣市と比較してスポーツができるグラウンドが不足しており、新たな運動広場の整備は関係者にとっては長年の悲願でありました。私ども公明党としても、谷村孝彦都議会議員と連携を図り、都営東京街道団地の建て替えに伴う創出用地を活用した運動広場の整備を強力に働きかけてまいりました。尾崎市長はじめ担当課の皆様の御尽力によりまして、ようやく整備に着手するところまで進んできております。

1として、運動広場の整備に向けて、東京都との調整はどこまで進んでいるのか。

2として、完成後の管理や利用方法については、どのような検討を行っているのかお尋ねいたします。

この場での質問は以上とし、再質問は自席にて行わせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

〔19番 中間建二君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 初めに、第七小学校と第九小学校の統合に向けた検討状況についてであります。現在学校施設の整備に係る基本構想の策定に向け、両校の学校運営協議会の委員等で構成する検討会議を設置し、整備に当たってのコンセプトや想定される教室数等についての検討を始めたところであります。

次に、両校の統合による学校教育の充実についてであります。統合により国が示す標準規模の学校となりますことから、多様な人との関わりを通じて、お互いに学び合える、よりよい教育環境にしてまいりたいと考えております。

次に、市の北西区域における公共施設の集約化の具体案についてであります。集約に当たりましては、学校施設と親和性のある学童保育所機能をはじめ集会所機能なども想定されているところでありますが、現時点におきましては検討中であり、具体案はありません。

次に、新校舎での高齢者向けのサロン活動や給食の提供についてであります。高齢者向けのサロン活動等につきましては、市内各地区にて既に実施されておりますことから、現時点では予定はしておりません。

次に、第九小学校の跡地の利用についてであります。公共施設再編計画では、統合により移設した施設の跡地は定期借地としての活用または売却等について検討することとしておりますが、現時点においては検討に至っておりません。

次に、障害のある子供への相談支援についてであります。乳幼児期では言葉や社会性など子供の発達に悩みや不安を抱く御家庭に対し、健診での個別相談で対応し、その後発達心理相談や発達健康診査による支援につなげております。義務教育終了までの期間では、教育委員会におきまして心理相談員による小・中学校及び幼稚園・保育園の担任教諭、保護者等への助言や相談を行っております。また未就学の児童と小学校6年生を対象にした就学相談や小・中学校特別支援教室等の利用に係る相談を実施しております。

次に、保育園等の入園後における保育所等訪問支援や療育との並行利用の状況についてであります。保育園等の入園後における障害児通所支援事業の並行利用につきましては、入園している保育園等と保護者の間で相談及び調整を行った後、保護者と障害児相談支援事業所の間で面接を経て作成された障害児支援利用計画に基づき、障害児通所支援事業者からの支援を受けることができます。

次に、（仮称）東大和市児童発達支援センターでの相談支援体制についてであります。現在やまとあけぼ

の学園で実施しております相談支援事業を引き継ぐとともに、利用者ニーズと職員配置のバランスを図りながら、体制の充実が図られるよう調整を行っているところであります。児童発達支援センターと認可保育所等が併設された都内でもまれな施設である本施設の機能を生かし、障害のある子供の地域社会への参加やインクルージョンを推進してまいりたいと考えております。

次に、都営東京街道団地の運動広場の整備に向けた東京都との調整についてであります。市が行う運動広場に附属する管理棟の設計と東京都が行う運動広場の実施設計について整合を図りながら事業を進めているところであります。

次に、運動広場の管理や利用方法の検討状況についてであります。運動広場の管理、運営等に関する事項は、今後条例や規則等で定めてまいります。そのため市では現在、類似施設や他市の状況等について情報収集を行っているところであります。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○19番（中間建二君） 市長、御答弁ありがとうございました。

それでは、第七小学校と第九小学校の統合に向けた検討状況について再質問をさせていただきます。

まず、今回の第七小学校と第九小学校の統合については、どちらかの学校が存続をする、もしくは廃校となるということではなく、両校の統合によって2つの学校の歴史を継続した新しい学校が出来上がるということと理解してよいのか伺いたいと思います。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 第七小学校につきましては、3年前の令和2年に50周年を迎えております。第九小学校につきましては、統合を予定している前年の令和8年に50周年を迎えることとなります。それぞれが50年以上の歴史を持った学校であり、それぞれの地域の方あるいは卒業生の方の思いが詰まっていると認識してございます。このことから、どちらかの学校が廃校となるのではなく、両校の長い歴史や受け継がれてきた伝統を併せ持つ新しい学校にしたいと考えてございます。

以上でございます。

○19番（中間建二君） ありがとうございます。

続いて、統合検討会議では資料等も示されて検討が今なされておりますが、この検討会議の資料を拝見させていただきましたけども、6のコンセプトが示されておまして、市内全体の学校施設の長寿命化を見据える上でも非常に重要なものであるというふうに受け止めております。この中で1番目に掲げられております学力、人間性を確かなものとする学校づくりにつきまして、その詳細な内容について伺わせていただきたいと思っております。

○指導担当課長（菅野恭子君） 本年1月に開催いたしました第2回検討会議中資料のコンセプト1であります、学力、人間性を確かなものとする学校づくり、この内容につきましては、例えば児童の個性に寄り添える教育環境として、落ち着いた学習ができるスペースですとかクールダウンができるスペースなどの確保や、ICTを活用した個人学習や協働学習の充実を図る教育環境としてインターネット及び無線LANの整備のほか、大型提示装置の設置、そのほか児童が集い相互理解をし合える場ですとか、多様な学習に対応できる教育環境として少人数学習も含めて多様な学習活動に対応できるオープンスペース等の確保や、ユニバーサルデザインに基づいた教育環境、さらにバリアフリー化にも配慮するなどの整備を今検討している状況でございます。

以上でございます。

○19番（中間建二君） ありがとうございます。すばらしい教育環境を整えるために今検討をなされているということで受け止めました。

言葉として御説明いただくとなかなかイメージを湧かせるのは難しいんですが、例えば私ども公明党会派としては、一昨年になりますけども、近隣で一番新しい立川市立の若葉台小学校を見学させていただきまして、最新の公立学校の施設のすばらしさということを実感をさせていただきました。個人的にはあの学校をイメージをしているんですけども、そのように受け止めてよろしいでしょうか、いかがでしょうか。

○指導担当課長（菅野恭子君） 現在都内に限らず全国で様々な新しい学校建築というのが進められておりますけれども、国が出されている資料等も活用しながら東大和市の市内の子供たちの状況なども配慮し、最善の環境が整えられるように検討してまいります。

以上でございます。

○19番（中間建二君） 議会のほうではタブレットも配付をされておまして、本当はタブレットでこういう空間になりますよ、これだけのすばらしいハード面が整いますよということが情報共有ができれば一番よろしいかと思いつつながら、あのような本当に居心地のいい、極端なことをいえば自宅よりも快適に過ごせる学校空間ということ、若葉台小学校を見させていただいたときに実感をいたしました。あのような学校が東大和市にいよいよ建設が進むということで、大いに期待をしているところでございます。

続いて、統合検討会議の資料では、教室の広さですとかまた各教室の種類や数についての記載もありますけれども、特徴的なものとして今どのような内容で検討をされているのか伺いたしたいと思います。

○教育部長（小俣 学君） 同じく第2回統合検討会議の資料でございます教室等の資料につきましては、現時点で想定をできる諸室例ですね、様々な教室いろいろありますけれども、そういう部屋の例示をしたところがございます。敷地面積などに限りがございますことから、配置などの検討の状況によりましては様々変更が出てくるものと考えているところでございます。

特徴的なものとしたしましては、今後学びのスタイルが変容していく中におきまして、多様な学習活動を展開できる学習空間や地域との協働の拠点となりますコミュニティルーム、それから学童保育所の機能、また体育館におきましては、避難所機能を考えまして、シャワー室の設置や防災倉庫の併設なども例示しているところでございます。引き続き検討会議の中で委員の皆様の見解を頂きながら進めてまいります。財源は限りがあることも踏まえながら、皆さんの意見を聞きながら検討を進めてまいりたいと、そのように考えております。

以上です。

○19番（中間建二君） ありがとうございます。

もう一つ、ごめんなさい、6つのコンセプトで先ほど伺った中で、5番目の防災拠点としての学校づくり、また6番目には脱炭素社会に貢献する学校づくりも掲げられておりますが、こちらの内容についてもお聞かせいただきたいと思っております。

○建築課長（中橋 健君） 統合検討会議の資料のコンセプトの5つ目に防災拠点としての学校づくりにつきまして書かれてはいますが、こちらにつきましては、地域の方々の防災拠点といたしまして、学校施設が避難所機能を備え、十分に機能するような施設整備を目指してまいりたいと考えております。

またコンセプト6の脱炭素社会に貢献する学校づくりにつきましては、第四次東大和市地球温暖化対策実行計画、こちらに基づきまして再生可能エネルギーの利用や省エネルギー化を進め、CO<sub>2</sub>排出量の削減に取り組んだ施設整備を目指してまいります。

以上となります。

- 19番（中間建二君） 防災機能の強化、また再生可能エネルギー、省エネルギー化、まさに時代の要請に応じたハード面の機能強化が検討されているということでございます。

続いて、今回の資料には記載はあえてされていないわけですが、学校プールの在り方については、民間施設の活用やまた複数の学校での共同利用を行っていくという事例も進んでおりますが、この点についてはどのような検討がなされているのか伺います。

- 建築課長（中橋 健君） プールの在り方につきましては、現在市内の学校にある多くのプールにつきましては、建設から40年から50年経過しております。それぞれ老朽化が進んでおり、今後改修や設備の更新には多くの費用が必要と見込んでいるところでございます。また運営コストにつきましても負担となっているところでございます。

そういったことから新しく建設する学校のプールも含め、市内全ての学校の学校プールの在り方につきましては検討する必要があり、民間施設の活用や複数校の共同利用など、それぞれのメリット、デメリットなどについて引き続き検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

- 19番（中間建二君） 学校プールの共同利用ですとか、また民間施設の利用活用については、公明党会派としても、これまで一般質問等でも検討を求めてきたところでございます。私も個人的には必ずしも七小の敷地内に建設をする必要はないのではないかというふうにも考えているところでございますが、この点については後ほどまた伺わせていただきたいと思います。

令和5年度に統合を進めるための基本構想を策定することになるかと思いますが、基本設計、また実施設計策定までどのようなスケジュールが想定されているのか伺います。

- 建築課長（中橋 健君） 統合検討会議におきまして、この意見等を踏まえて令和5年度に基本構想を策定する予定であります。その後、基本構想に基づいた建て替え工事に関わる基本設計と実施設計につきましては、令和5年度から令和7年度までの期間において進めてまいる予定でございます。

以上です。

- 19番（中間建二君） ありがとうございます。

1の検討状況については、理解をさせていただきました。続いて、2の両校の統合によつての学校教育の充実ということで、先ほど市長のほうから御答弁をいただきましたけれども、現在教育委員会のほうで考えていただいている内容について再度伺わせていただきたいと思います。

- 指導担当課長（菅野恭子君） 統合することにより、まず学級数が増えるということで、学年として取り組める教育活動の幅が広がるのが想定されております。学校行事や日々の教育活動等において、より多様な人との関わりや大勢で取り組むことで得られる達成感、さらには充実感、こういったものが味わえると考えております。また特別支援教育の視点からも多様性が生まれ、インクルーシブ教育の推進にもつながると考えております。

また、新校舎ではICT機器を活用した学びですとか、多様な学習に対応できる環境、コミュニティ・スクールとして地域人材が教育活動に参画しやすい環境を目指すことで、地域と学校が共に子供の資質能力を育成できる教育を目指してまいります。

以上でございます。



○議長（関田正民君） ここで午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時51分 休憩

---

午後 1時29分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（関田正民君） 休憩中に議会運営委員会が開催されておりますので、ここで議会運営委員会委員長、東口正美議員の報告を求めます。

〔議会運営委員会委員長 東口正美君 登壇〕

○18番（東口正美君） 休憩中に議会運営委員会が開催されましたので、御報告申し上げます。

現在の一般質問の進行状況ですと、本日中に全ての一般質問について終了することが想定できます。

ただし、万一想定より進行が遅くなったとしても、午後5時30分頃までに全ての一般質問が終了すると見込まれる場合は、あらかじめ午後5時より前に議長発議により会議時間の延長を行うことと決定いたしました。

よって、本日中に全ての一般質問が終了した場合は、本日の本会議終了前に、3月6日から10日及び13日から17日について休会の議決を採ることとなります。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

議長において、よろしくお取り計らいのほどお願いいたします。

〔議会運営委員会委員長 東口正美君 降壇〕

○議長（関田正民君） 以上で議会運営委員会委員長の報告を終了いたします。

---

○19番（中間建二君） それでは、午前中に引き続きまして、再質問させていただきます。

午前中では学校教育の充実の内容までお尋ねをいたしました。

私も公明党会派として昨年末とまた年を明けましてから、第三小学校とまた第二中学校におけますとタブレット端末の活用の状況を視察をさせていただきました。子供たちが生き生きと授業に臨まれている姿、また先生方も学力、授業力の向上に大きく活用されている様子、また生活指導や不登校対策まで活用が進んでいる様子も確認をさせていただいたところでございます。

また、新年度予算では、タブレットを活用したオンラインによります英会話教室ですとか、またAI教材の活用も、今大きく東大和の学校教育が注目を集めておりますので、この学校教育の充実、今回のハード面での施設整備と合わせまして、強力にさらに進んでいくことを大きく期待をしているところでございます。

続いて、3番目の公共施設機能の集約化についてでありますけれども、市長の御答弁では、現在はまだ具体案がないという御答弁でありました。公共施設等総合管理計画を進めるに当たりましては、学校施設への公共施設の集約化によります総面積の縮減を進めるという大きな方向性は明示されていると思っておりますが、現在どのような検討が行われているのかお尋ねをいたします。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 公共施設の集約化についてであります。現時点では市内で基礎的事項を整理をしている段階であります。具体的に申し上げますと、施設を所管しております関係課へのヒアリング、施設が学校に統合、移設された場合の学校との距離の試算、あるいは人口当たりの地域別床面積の確認や地域ごとの将来推計人口の確認などを行っているところであります。

以上であります。

○19番（中間建二君） まだまさに調査検討の段階かと受け止めました。今回の統合のコンセプトの一つには、地域と共に歩む学校づくり、また地域の拠点となる学校づくりを進めるというふうに掲げられておりますが、この学校教育の充実にもつながる地域とのつながりをより発展的に充実させていく方向性や考え方についてお尋ねをいたします。

○指導担当課長（菅野恭子君） 学校教育と地域とのつながりを充実させていく方向性につきましては、本市では令和5年度から市内全校がコミュニティ・スクールとなり、未来の地域をつくる人材を育成するという視点から、地域とともにある学校として、学校と家庭、地域が連携して子供たちを育てていく環境を目指してまいります。

具体的には、令和5年度の教育指導課の最重要課題としまして、コミュニティ・スクールの推進ということ掲げ、多様な学校教育を実現するための地域人材を活用した学びの充実に向け、総合的な学習の時間をはじめ、各教科等における地域人材を活用した授業づくりに重点を置いて、学びの充実を図ってまいります。

七小、九小の統合では、地域の方々がゲストティーチャーとして学校の教育活動に関わるなどの際、または放課後や週末等に学校施設を活用して地域の方々が子供たちとともにレクリエーション等の活動を行う際に、活用しやすい環境となるよう、現在検討を進めているところであります。

以上でございます。

○19番（中間建二君） 大変にすばらしいコンセプトであるかと思えます。新しい学校の存在は、学校教育の充実を第一に取り組みまれるということは当然といたしまして、先ほど来御答弁いただきました地域の防災機能も担い、また地域のシンボルとも言える公共施設になるかと思えます。日常的に地域の方々が学校教育のみならず、気軽に集える公共施設機能の集約化が進むことを期待しておりますが、この点についての市の考えを伺います。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 統合後の施設が地域の皆様にとりまして日常的に、また気軽に集える場になるようにとのことであります。こちらにつきましては、統合後の施設の利用の運用面につきまして、今後の話になりますが、学校への集約により利用しづらくなることは想定はしておりません。設計の工夫などによりまして、学校とうまくすみ分けを行うなど、使い勝手のよい施設にしたいと考えております。

以上であります。

○19番（中間建二君） 続いて、4番目の新校舎で地域の高齢者向けのサロン活動、また給食の提供を行うことができないかということで伺わせていただいております。

現時点では予定はないということですが、本市が進めておりますシニアが活躍できるまちづくりですとか、また、健幸都市宣言に基づく健康づくり施策、こちらについても今強力に進めていただいております。高齢者の方が身近な場所に気軽に集い合い、交流が図れるサロン活動の充実は大事な施策であります。

学校施設を活用した高齢者向けのサロン活動は、核家族化が進む中で多世代の交流にもつながる相互作用も期待ができると思えますし、また東京都においては令和5年度新たに、TOKYOシニア食堂推進事業を進めることとなっております。これは自治体において地域で高齢者の会食活動を進める際の費用を補助する制度となっておりますが、学校施設の中での学校給食を高齢者にも提供ができないか。食を通じた交流やサロン活動を進めることは市の施策の推進、高齢者の生きがいづくりに大きく寄与するものと考えておりますが、この点についてぜひ御検討していただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○**地域包括ケア推進課長（石嶋洋平君）** 高齢者の方の通いの場でもありますサロンにつきましては、地域活動の活性化や高齢者の社会参加の側面からも重要な取組であると認識しており、芋窪地区や蔵敷地区におきましても、サロン活動や介護予防活動など住民主体の活動が約10か所で行われているところでございます。

また東京都の令和5年度新規事業としてのT O K Y Oシニア食堂推進事業であります。高齢者の交流機会の増加、心身の健康増進、多世代の交流の促進の実現を事業の目的に位置づけているとのことでございますので、その活用について今後の内容の把握に努めてまいりたいと考えております。

今回の第七小学校と第九小学校の統合におけます学校施設を活用したサロン活動につきましては、現時点では予定してございませんが、現在行っているサロン活動を含めた通いの場の充実等を図ることは、高齢化する社会において非常に重要でありますことから、他市の事例を把握するなどして研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○**19番（中間建二君）** サロン活動は当然市内全域で行っていく必要があるわけでありまして、一方で学校施設が有効的に活用できれば非常に幅の広がる事業になるかと思っております。また学校では常日頃からおいしい給食が提供されているわけございまして、この食事の提供と併せた中で、ぜひこの施策が発展的に取り組まれることを期待をしているところでございます。

続いて、5番目の第九小学校の跡地についての有効利用についてもお尋ねをしております。新校舎の建設は当然のことながらも第七小学校になるわけでありまして、建設の間は第九小学校の敷地に仮校舎を建設する形になるのか、この点についてはいかがでしょうか。

○**教育部長（小俣 学君）** 仮校舎の建設場所につきましては、本年1月に開催をいたしました第2回の検討会議におきまして、第七小学校に建設した場合、また第九小学校に建設した場合、それぞれの案につきまして御説明をさせていただき、皆様に検討していただいたところでございますが、まだ結論には至っておりません。第七小学校もしくは第九小学校の校庭のどちらかに建設することを想定しているところでございますが、引き続き検討会議の中で委員の皆様から意見をいただきながら方向性を出してまいりたいと、そのように考えております。

以上です。

○**19番（中間建二君）** 検討会議の資料も拝見させていただきましたが、やはり七小での仮校舎建設は費用が大きくなるとか工期も延びるということで大変デメリットが多過ぎるのではないかとというふうにも受け止めておりますので、慎重な御検討をお願いしたいと思います。

これまでも市が所有する未利用地を有効活用する場合には、民間によりますサウンディング調査を行って、民間の提案によって市民福祉の向上に有効活用を図ってきているかと思いますが、この場所についても、同様の手法によって活用していかれるということによろしいのでしょうか。

○**公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君）** 公共施設等総合管理計画におきまして、効率的な維持管理の推進のために、公民連携手法の積極的な活用を図ることを建築系の公共施設に係る基本方針の一つに掲げております。市の財産の有効活用を行うために、市ではこれまでも第一学校給食センター、第二学校給食センターの跡地や旧みのり福祉園の跡地の活用について民間の事業者との対話を行ってまいりました。

今後施設の再編により発生する施設の跡地の有効活用におきましても、適切に公民連携を図っていくために民間事業者の方々とサウンディングによる対話を行いながら、市有地の有効活用につながるよう対応に努めた

いと考えております。

以上であります。

○19番（中間建二君） 九小の跡地利用についてお尋ねをしているわけですが、前段で伺いました学校プールを例えば九小跡地に整備をして、第一小学校ですとか第一中学校、また第五中学校等複数の学校で共同利用するという可能性としてはあるかと思えますし、またサウンディング調査の結果によっては、民間の投資によってプールを含めた運動施設の整備の可能性もあるかというふうに考えておりますが、この点はいかがでしょうか。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） ただいま様々第九小学校の跡地の活用の方向性、可能性につきまして御例示いただいたと承知いたします。今後それぞれの用途地域あるいはその他諸条件等を総合的に勘案しながら、適切に市の財産の活用を進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○19番（中間建二君） ありがとうございます。学校教育の充実はもとより、市民福祉の向上に大きく寄与ができるような活用方法をぜひ検討を進めていただきたいと思います。

様々伺ってまいりましたけれども、本事業につきましては、尾崎市長と真如教育長の下で検討が進められてまいりました。残念ながらお二人とも今任期をもって退任をされる意向を既に表明をされておられます。

七小と九小の統合は当市が進める日本一子育てしやすいまちづくりや、また子育て世代の移住・定住促進を進める上でシンボリックな事業となるわけであります。大きな財源を活用し、関係者の御理解やまた御協力も欠かせない大プロジェクトでありますけれども、新しい市長、また新教育長の下で、本事業の実現に向けまして、着実に進むことを大きく期待をしているところでございます。

この質問については以上とさせていただきます。

続いて、児童発達支援センターでの相談支援体制についてお尋ねをしておりますが、まず東大和市の子ども・子育て未来プランでは基本目標として、「ライフステージに沿った子どもの成長と発達を支援する環境をつくります」また「支援や配慮を必要とする子どもや家庭を支える地域をつくります」等々掲げられております。乳幼児期から学校教育までの間、全ての子育て家庭に対して切れ目のない相談支援体制の構築に取り組んでいくということであるかと思えますが、現在の取組の状況について改めてお尋ねをいたします。

○健康推進課長（志村明子君） 乳幼児期では全てのお子さんを対象に乳幼児健診を実施しており、そのうち1歳6か月、3歳、5歳の各健診に心理相談員を配置し、言葉、基本的な生活習慣の自立、対人関係、社会性など発達に悩みや不安を抱くお子さんに対し個別の心理相談を行っております。

また、5歳児健診以降の経過観察発達相談では、お子さんの円滑な就学に向けての助言・指導や就学相談や就学支援シートの利用について情報提供しており、このほか障害の早期発見、早期療育を図るため、乳幼児健診等の結果、発達障害が疑われるお子さんに対し、発達健診で専門医療機関への紹介を行うなど、関係機関による支援につなげていくことに努めております。

以上です。

○教育部参事（小野隆一君） 教育委員会におきましては、幼稚園、保育園の保護者等を対象とした巡回相談と特別な支援が必要な児童・生徒の適切な就学を図るために実施しております就学相談を、令和3年度はそれぞれ100件程度実施しております。

また、小学校への入学に当たり、希望される保護者に限りませんが、保護者がこれまで大事にしてきたことや

日常生活でちょっとした手助けが必要なことなどについて継続されるよう、幼稚園、保育園と協力して就学支援シートを作成し、小学校へ提出いただくなど、幼稚園、保育園と小学校との連携の充実を図っております。

以上でございます。

○19番（中間建二君） ありがとうございます。

今健康推進課長、また教育指導課のほうから就学支援シートの活用に両課とも触れられておりましたが、東大和市窓口の切れ目のない支援の在り方としての就学支援シートの活用が定着をしている、また効果を上げているということで理解をしてよろしいでしょうか。

○教育部参事（小野隆一君） この就学支援シートにつきましては、就学时健康診断の際に全ての入学予定者の保護者の方に配付させていただいております、その成果が出ていると認識しております。

以上でございます。

○19番（中間建二君） ありがとうございます。

続いて、東大和市子ども・子育て未来プランの中には、具体的な障害のある子供への支援の対策といたしまして、児童発達支援事業、また障害児支援事業等が紹介をされておりますが、この両事業はどのようなものなのか、また東大和市での利用状況はどうなっているのか伺います。

○障害福祉課長（大法 努君） 障害児支援事業の体系の一つとして、障害児通所支援が位置づけられており、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援といった障害児通所支援事業を展開しております。

障害児通所支援の一つであります児童発達支援事業であります。障害のある児童に対し、施設において日常生活の基本動作の指導や集団生活への適応訓練を提供するなど、集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる主に未就学の障害児が利用するサービスであります。利用状況でございますが、令和5年2月末現在49人の児童が利用しております。

以上でございます。

○19番（中間建二君） 今御説明いただきました児童発達支援事業でありますけれども、障害の確定診断やまた障害手帳がない、いわゆるグレーゾーンのような方々も利用できるということでよろしいのでしょうか。

○障害福祉課長（大法 努君） 議員の御理解のとおり、通所給付決定を行うに際し、医学的診断名または障害の手帳を有することは必須要件ではなく、療育を受けなければ福祉を損なうおそれのある児童を含むものとしております。

以上でございます。

○19番（中間建二君） ありがとうございます。

続いてもう1点、保育所等訪問支援事業の記載もありますが、これはどのようなものか、また現在の利用状況はどうなっているのか伺います。

○障害福祉課長（大法 努君） 保育所、幼稚園や小学校、特別支援学校など児童が集団生活を営む施設に通う障害のある児童について、通い先の施設を訪問し、障害のある児童及び保育所等の職員に対し、訪問支援員により集団生活への適応のための専門的な支援その他の指導等を行います。

利用状況であります。令和5年2月末現在、1名の児童が利用しているところであります。

以上でございます。

○19番（中間建二君） 先ほど児童発達支援事業については、現在49の方が利用されている。また今の保育

所等訪問支援事業については1人の利用ということでございました。保育所等訪問支援事業は、認可保育園等の子供一般施策と障害児通所支援等の障害児施策、そして就学時における特別支援教育をつなぐインクルージョンの時代の未来型事業と言われているそうでありますが、これまで以上に積極的な利用促進を図ることで、当市が目指すライフステージに沿った子供の成長と発達を支援する環境の構築につながっていくものではないかと考えておりますが、この点についてはいかがでしょうか。

○障害福祉課長（大法 努君） 健康推進課や学校など庁内各部署での健診などを通じて、気にかかる場合は各部署において適宜相談を受け、必要に応じて障害児通所支援によるサービス利用として適切な支援につなげております。市といたしましては、保育園や幼稚園、庁内の関係部署との連携、協力を図りながら、児童発達支援や保育所等訪問支援の利用に結びつけられるよう、保護者やお子さんに寄り添った支援をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○19番（中間建二君） ありがとうございます。今保護者やまたお子さんに寄り添った支援ということの言葉もございました。障害児の相談、支援における家族支援というものの重要性については、どのような御認識を持っておられるのか伺います。

○障害福祉課長（大法 努君） 乳幼児期の保護者においては、子供の障害の実態が見えづらいところもあり、障害を受け入れていくには一定の時間が必要となることが多いことから、障害児通所支援サービスの利用に結びつくまでに時間を要することが現状としてございます。

近年、社会人になってから発達障害の問題を抱えている方も増えている現状もありますことから、総合福祉センター は～とふるが実施しているケアラー支援事業の一環として令和5年1月に講演会「わかってもらえないグレーゾーンの生きづらさとは」を開催し、27人の方に参加をいただきました。

また同じく総合福祉センター は～とふるのケアラー支援事業の一環として、3月17日に「幼児期の発達と気になる子について」と題した講座を専門の講師を招いて開催する予定でおります。

市といたしましては、子供の時期に発達障害に対して適切な療育をすることにより、社会人になってからの発達障害のもたらす困り事は徐々に減っていくものと考えておりますことから、幼児期における家庭支援は障害児支援に当たり重要な取組であると認識をしております。

以上でございます。

○19番（中間建二君） ありがとうございます。

既に、は～とふるのケアラー支援事業の中で、特に家庭、御家族への支援についても取り組んでいただいているということで、私も、は～とふるの1月に開催されました講演会にはオンラインで拝聴をさせていただきました。本当にこの発達障害に関する理解が大きく進む内容であったかと思っております。

引き続き、この家族支援の在り方をぜひ強化をしていただきたいと思いますと思いますが、続いて3番目の児童発達支援センターでの相談、支援体制について改めて伺わせていただきたいと思います。

このたび建設が進められます東大和市児童発達支援センターは、子ども発達支援センターつむぎ東大和、また東大和どろんこ保育園等の仮称も公表をされているところであります。この両施設においては法律で定められたものとしてどのような事業を行うことになるのか、また市の独自事業として行うものについても伺わせていただきたいと思います。

○子ども未来部長（松本幹男君） 児童発達支援センターでは、地域の事業所に対しての支援や居宅訪問型児童

発達支援などの訪問サービスを提供いたします。児童発達支援事業所が提供するサービスに加え、訪問支援や障害児支援利用計画の作成なども行うこととなります。また市の独自事業といたしましては、現在やまとあけぼの学園で行っております親子通園事業と外来相談事業を引き継ぎ、実施していただきます。そのほかの事業として、認可保育所のほか一時預かり事業、地域子育て支援拠点事業、これらも実施する予定であります。

以上です。

○19番（中間建二君） この保育園等の子供一般施策、また障害者施策、さらには特別支援教育をつなぐ保育所等訪問支援事業、こちらについても、この同センターで行われるというふうに認識をしておりますが、これまで以上に保育所等訪問支援事業が利用しやすい体制になっていくということで理解してよろしいでしょうか。

○子育て支援課長（新海隆弘君） 保育所等訪問支援の実施による専門的な支援を通じ、地域全体の障害児支援の質の底上げを図るとともに、地域の中核的な支援機関として関係機関との連携による横のつながりを構築していくことで、今議員の御理解のとおり、円滑な児童発達支援の利用と適切な移行が図れるものと考えております。

以上です。

○19番（中間建二君） 家族支援の重要性について、先ほど御答弁いただきました。子供の障害や発達の遅れは医療技術の進歩によりまして妊娠期から分かるケースもあれば、子供の成長に伴って育てにくい、また発達が気になる等の子育ての不安から相談につながるケースも多いかと思えます。そのような子育ての不安に寄り添いながら、保護者との信頼関係を保ち適切な支援につなげていくことが非常に大事になってくるかと思いますが、本センターにおきまして、そのような相談支援ができるということで理解してよろしいか伺います。

○子ども未来部長（松本幹男君） 児童発達支援センターは、地域の障害児支援の中心となり、療養の提供や関係機関との連携を図り、地域の障害児たちやその家族に対する支援を行うこととなります。また先ほど御答弁しましたとおり、保育所等訪問支援事業の実施をはじめ地域におけます中核的な支援を担う機関としての役割を行います。地域におけるインクルーシブな子育て支援の推進が図れるものと考えております。

以上です。

○19番（中間建二君） ありがとうございます。

壇上で尾崎市長から御答弁がありましたが、この新しい児童発達支援センターにおいて、障害のある子供の地域社会への参加やインクルージョンを推進してまいりたいということでございました。障害のある子供はもちろんのこと、その子供が育つ中心の場所となる家庭や保護者も共に地域で包摂していける社会を構築することがインクルージョン社会だというふうに理解をしております。

私は、おかげさまで5期20年市議会議員をさせていただきましたが、この間、何人もの市民の方を市役所の福祉事務所の皆様の御対応によりまして救っていただきました。対応が一步遅ければ親子とも自ら命を絶ってしまっていたかもしれないような深刻な事案も幾つかありました。このような当市の福祉事務所の皆様の長年の御努力の積み重ねの上に、このたびの児童発達支援センターが建設をされ、運営をされるものと思っております。全ての子供たちの育ちを支え、また支援を必要とする御家庭に寄り添える施設となりますように、心から御期待を申し上げます。

最後に、3番の東京街道団地の運動広場の整備に向けた東京都との調整について伺わせていただきます。

前議員の質問によりまして、この人工芝グラウンドについては、令和5年度の建設工事着工を目指して事務を進めているということでありましたけれども、工事の完了予定の見込みについてはどうなっているのか伺いま

す。

○生涯学習課長（高田匡章君） （仮称）東京街道運動広場の工事の完了見込予定でありますけども、こちら東京都のほうに改めて確認を行ったところ、工事の着工時期が定まっておらず、また工事の進捗状況により前後することから、現時点では具体的な内容をお示しすることはやはり難しいということでありましたが、東京都のほうの話では、令和6年度中の完了を目指し、事務を進めてまいりたいということでありました。

以上でございます。

○19番（中間建二君） そうしますと、東大和市が担います管理棟の整備はどのような形で進んでいくのか伺います。

○生涯学習課長（高田匡章君） 管理棟につきましては、運動広場に附属する施設でありますので、今後東京都が行う工事のスケジュールや工事の進捗状況等を確認しながら事務を進めてまいります。

以上でございます。

○19番（中間建二君） 東京都においても、令和6年度中の完了を目指すということで、そこに当然東大和市も歩調を合わせて管理棟の整備を進めていくということでありますので、大変大きな期待があります人工芝グラウンドでありますので、ぜひ令和6年の完了を目指しまして、東京都と歩調を合わせて進めていただきたいと思っております。

続いて、運動広場の管理や利用方法の検討状況についてもお尋ねをしております。類似施設等や他市の状況等について情報収集を行っているということでありましたが、おおむねどのような内容を想定しているのかお尋ねをいたします。

○生涯学習課長（高田匡章君） 運動広場の管理運営等に関する事項につきましては、現在情報収集を行っている段階にあり、具体的な内容をお示しできる状況にはございませんけども、管理運営に当たりましては、周辺環境や近隣住民の皆様に対する配慮はもとより、桜が丘市民広場の利用条件、それから近隣市におけます同種同規模の運動施設との兼ね合い、また（仮称）東京街道運動広場の完成後における桜が丘市民広場との利用関係など、こういったものを十分に加味しながら内容を整理していく必要があるというふうに考えているところであります。

以上でございます。

○19番（中間建二君） まだ検討状況だということは理解をいたしました。人工芝グラウンドの利用方法としては、近隣市では無料で誰もが自由に利用できる一般開放が行われている事例もあります。一般的な公園のような利用をすることで、人工芝の上で子育て家庭ですとか、また御高齢者の方もピクニック気分ですっきりと過ごすようなこともできるのではないかとこのように思います。関係する地域の皆様の御理解や御協力を得ていく上でも、このような利用方法もぜひ検討をしていただきたいと思います。この点についてはいかがでしょうか。

○教育部長（小俣 学君） 運動広場の一般開放についてでございますが、当該運動広場につきましては、多目的な競技、それからレクリエーションができる広場として整備されるものでありまして、運用に当たりましては地域の皆様の御理解や御協力が必要になるものというふうに認識をしております。

当市では特色ある公園整備の基本方針の一環といたしまして、人工芝ではありませんけれども、上仲原公園野球場におきまして一般に無料開放を行ってきている実績がございます。しかしながら、一般開放を行うということによりまして、本来目的としての利用枠が少なくなるという関係もございまして、ただいま議員のほ



うからお話をいただきました一般開放につきましては、御提案として受け止めさせていただきまして、今後、そのほかの様々な課題等を含め整理してまいりたいと考えております。

以上です。

○19番（中間建二君） 私が調べた事例によりますと、毎週月曜日の限られた時間を一般開放ということで進めている自治体もございました。頻度については当然利用団体の関係もあるかと思いますが、1週間に1回でも、2週間に1回でも、場合によっては月1回でもいいので、そういう利用方法もぜひ御検討していただきたいと思います。

続いて、一方でそうは言いながら、この人工芝グラウンドについては、高校サッカーのような高いレベルにおいても、公式戦は天然芝ですとか人工芝のグラウンドで行うことがもう通常となっておりますが、東大和市内にも都立東大和高校ですとか、東大和南高校サッカー部の活躍の様子はよく耳にするところではありますが、残念ながら土のグラウンドでございます。このような市内にある都立高校のサッカー部等が優先的に使用ができるような方策については検討ができるのか伺いたいと思います。

○教育部長（小俣 学君） 市内の都立高校のサッカー部の優先利用ということでございますけれども、当市につきましては、多摩地区の同規模人口の自治体と比べまして運動施設が不足している状況にありますことから、まずは市民の皆様の利用に供することが前提になるのではないかとこのように考えるところでございます。

一方で今回整備をいたします運動広場につきましては、サッカーの公式試合ができる面積を確保し、また人工芝を備えたグラウンドでもありますことから、利用に対する希望も大変多いのではないかとこのように認識しているところでございます。特別申請など優先利用に当たりましては、そうした幅広いニーズに対応した利用との兼ね合いやまた既存の体育施設等におけます実績なども十分に踏まえながら、利用条件等を整理していく必要があるというふうに認識しているところでございます。

以上でございます。

○19番（中間建二君） ありがとうございます。

今回の人工芝グラウンドの整備については、当初は通常の土のグラウンドでの検討もなされていたかと思いますが、周辺環境への配慮から人工芝のグラウンドということで、東京都にとっても大英断をしていただいた整備かというふうに思っております。

多額の財源を活用し、また東京都に整備をしていただくということを考えますと、東京都の意向も当然あるかと思しますので、この利用方法についても東京都とも協議をしていただき、また都の意向等も含めて広く市民の皆様、また市内に居住する皆様が御利用ができる環境整備をぜひ進めていただきたいと思っております。

以上で私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（関田正民君） 以上で中間建二議員の一般質問は終了いたしました。

---

#### ◇ 中 村 庄 一 郎 君

○議長（関田正民君） 次に、8番、中村庄一郎議員を指名いたします。

〔8 番 中村庄一郎君 登壇〕

○8番（中村庄一郎君） 議席番号8番、中村庄一郎、通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

1といたしまして、高齢者の終活支援についてであります。高齢化の進展に伴い、ひとり暮らしの高齢者や頼れる親族のいない高齢者に対する終活支援が必要と考えます。以下、お伺いをいたします。

①といたしまして、高齢者の終活支援に関する現状等についてであります。

アといたしまして、ひとり暮らしの高齢者の現状について。

イといたしまして、現在の市の取組について。

ウといたしまして、他市の取組事例についてであります。

②といたしまして、今後必要とされる対策の方向性についてであります。

2番といたしまして、コミュニティ交通についてであります。今年度、市と地域の協働事業として、芋窪地域において試行運行が実施されました。以下、お伺いをいたします。

①といたしまして、芋窪地域コミュニティタクシー試行運行事業についてであります。

アといたしまして、検討の経過について。

イといたしまして、運行実績について。

②といたしまして、芋窪地域における交通手段の確保に係る今後の取組についてであります。

以上、再質問につきましてはは自席にて行わせていただきますので、よろしくお願いたします。

〔8 番 中村庄一郎君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 初めに、ひとり暮らしの高齢者の現状についてであります。東京都の推計によりますと本市における高齢者のうち、ひとり暮らしの方は約5,000人とされており、このうち75歳以上の方は約3,000人となっております。今後も高齢化の進展に伴いまして、ひとり暮らしの高齢者が増加するものと考えております。

次に、高齢者の終活支援に関する市の取組についてであります。市では市内4か所の高齢者ほっと支援センターに、高齢者の総合相談窓口を設置し、様々な相談に対応しているところであります。

このうち終活の相談につきましては、その内容に応じて市の法律相談や、社会福祉協議会が行う「あんしん東大和」の相談サービスにつなげております。また将来の意思決定能力の低下に備えて、本人が希望する終末期の医療や介護に関する方針を医療や介護の従事者等と話し合いながら、あらかじめ決めておくアドバンス・ケア・プランニングの取組について市民の皆様への普及啓発に取り組んでおります。

次に、他市の取組事例についてであります。もしものときに備えて御自身の情報や思いを記録しておくためのエンディングノートの配付事業や、葬儀・納骨に関する相談及び葬儀に関する生前契約などの終活支援を行っている事例があります。

次に、今後必要とされる対策の方向性についてであります。ひとり暮らしの高齢者や頼れる親族のいない高齢者の中には、御自身の葬儀や納骨などに関して不安に思われる方が少なくないものと認識をしております。こうした不安を少しでも解消できるよう、高齢者の方から寄せられた相談につきましては親身に寄り添い、必要に応じて専門の窓口につなげるとともに、高齢者見守りぼっくす事業などにより、御自宅を訪問するなど各種見守り事業を継続して実施してまいりたいと考えております。

次に、芋窪地域コミュニティタクシーの試行運行事業についてであります。今回の試行運行事業は、東大和市コミュニティバス等運行ガイドラインに基づき、平成28年度から地域検討組織と協働で検討を行ってまいりました。その結果、令和3年度第2回東大和市地域公共交通会議で協議が調い、令和4年7月4日から12月28日までの6か月間の試行運行を実施したものであります。

次に、運行実績についてであります。運行日数は121日で、利用者数は延べ1,323人でありました。

次に、芋窪地域における交通手段の確保に係る今後の取組についてであります。まず地域検討組織と協働

で試行運行の運行実績等を東大和市コミュニティバス等運行ガイドラインの運行基準と照合し、試行運行結果報告書として取りまとめを行います。その後、東大和市コミュニティバス等運行ガイドライン及び当該報告書を踏まえながら、今後の取組について地域検討組織の皆さんに寄り添いながら考えてまいります。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○8番（中村庄一郎君） それでは、再質問をさせていただきます。

初めに、東大和市における高齢者の状況、とりわけ独り暮らしの高齢者など、いざというときに頼れる親族等のいない高齢者の現状について、もう少し詳しい内容をお伺いいたします。

○地域包括ケア推進課長（石嶋洋平君） 本市における高齢者数につきましては、現在約2万3,400人、高齢化率は27.6%となっております。そのうち独り暮らしの高齢者の人数についてであります。住民基本台帳上の世帯主が高齢者の単身世帯でありましても、実際には他の世帯とともに住まいの方もおりますことから、正確な人数については把握をしてございません。

なお、東京都が国勢調査を基に推計をしております東京都世帯数の予測によりますと、独り暮らし高齢者の世帯数は平成27年の4,343世帯から令和2年の4,833世帯と、その後につきましても増加見込みで推計されておりますことから、現状市におきましては約5,000人程度独り暮らしの高齢者がいるものと認識してございます。以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） それでは、独り暮らしの高齢者の声など、実態として市で把握していることがありましたら教えていただきたいと思っております。

○地域包括ケア推進課長（石嶋洋平君） 独り暮らしの高齢者の方の現状についてであります。市では3年に一度、高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定しており、その計画の策定に当たりまして高齢者等に対して調査を実施しております。

現行の第8期計画の策定に当たり実施した調査項目に「助け合いについて」というものがございます。調査対象者につきましては、独り暮らしの高齢者に限定されてはございませんが、質問の中で、あなたの心配事や愚痴を聞いてくれる人に関する項目に対し、そのような人はいないと回答された方が、回答者全体の6.8%となっておりますことから、現状一定数の方については、ふだん相談する相手がいなかったり、相談する機会がなかったりする方がいるものと推察しております。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） それでは、高齢者の中には相談する相手がいなかったり、機会がなかったりなど心配事を抱えている方もいらっしゃると思いますが、そのような市民に対する相談支援体制は現状どのようになっているのかお伺いしたいと思います。

○地域包括ケア推進課長（石嶋洋平君） 市では市内4か所に高齢者ほっと支援センターを設置し、高齢者の総合相談窓口による対応をしてございます。また、ほっと支援センターと同じ圏域を担当する高齢者見守りぼっくすを併せて設置しておりますが、見守りぼっくすにつきましては、高齢者の在宅生活の安心を確保することを目的とした見守り支援を専門とする相談窓口となっております。独り暮らしの高齢者や高齢者のみ世帯を中心に戸別訪問や電話連絡を行うなどの支援を実施しております。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） 高齢者ほっと支援センターでは、日頃市民の皆様から終活支援に関する相談が寄せら

れているかというふうに思われますけれども、どのような内容であるのか把握している範囲でお伺いをしたいと思います。

○地域包括ケア推進課長（石嶋洋平君） 高齢者からの終活支援に関する相談件数につきましては、各ほっと支援センターに確認をいたしましたところ、年に数件あるとのことでした。相談の内容につきましては、御自身がお亡くなりになられた際の葬儀のことや、御自身の将来に対する漠然とした不安といったものなど様々でした。

ほっと支援センターに寄せられる高齢者の方からの相談内容につきましては、多くが介護保険制度に関するものでありますが、ほかに認知症に関すること、虐待に関すること、権利擁護に関することなど、御自身がお亡くなりになった後の相談より、高齢者御自身の生活上の相談内容が多いような状況でございます。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） それでは、市長の御答弁で現在の市の取組として、アドバンス・ケア・プランニングに関することがありましたけれども、それに関する取組について、もう少し詳しい内容をお伺いしたいと思います。

○地域包括ケア推進課長（石嶋洋平君） アドバンス・ケア・プランニングにつきましては、もしものときのために、御自身が望まれる医療やケアについて前もって考え、御自身の周囲の信頼される人たちと話し合い、共有することを目的とした取組で、厚生労働省では人生会議との愛称を用いているものでございます。

市ではアドバンス・ケア・プランニング——人生会議に関しまして、高齢者を含めた多くの市民の皆様へ普及啓発を図ることを目的といたしまして、令和4年度につきましては、市民向けの講演会「「人生会議」って何だろう？」を7月にハミングホールで開催し、100名以上の参加がございました。

また、国が11月30日を人生会議の日と定めていることに合わせまして、11月15日号の市報に人生会議に関する記事を掲載したり、包括連携協定を締結しているイトーヨーカドー内に、人生会議に関するポスター等の御案内を掲出したりするなどの取組を行っており、普及啓発に関して一定の効果があつたものと認識してございます。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） どうもありがとうございました。市が行っている取組についてはよく分かりました。

他市の取組として、エンディングノートについて先ほど市長から御答弁がございましたけれども、他市での取組状況について、もう少しお伺いしたいと思います。

○地域包括ケア推進課長（石嶋洋平君） 終活支援事業のうち、エンディングノートに関する他市の取組状況についてでございますが、府中市では、「未来ノート（私の生き方整理帳）」を、また狛江市では、「狛江市エンディングノート」をそれぞれ作成し、市公式ホームページに掲載されてございます。エンディングノートには御自身に関する事柄や病気や介護の際に御自身が希望される治療やケアに関すること、御自身の葬儀や財産に関することなどを記載できるものとなっているものでございます。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） それでは、他市の取組について確認させていただきましたけれども、終活支援に関して、今回一般質問で取り上げた理由の一つに、頼れる親族がない独り暮らしの高齢者が、神奈川県横須賀市の終活支援事業を利用させていただいたことで、御自身が緊急入院をされた際に非常に役に立ったとの新聞報道がございました。横須賀市で行っている終活支援事業について、分かる範囲で御説明をいただきたいと思

います。

○**地域包括ケア推進課長（石嶋洋平君）** 神奈川県横須賀市の取組についてであります。横須賀市は自治体では先駆的に終活支援事業を取り組まれていると認識しております。終活支援事業の内容といたしましては、希望される市民に対し、市で提携している葬儀社と生前契約を交わし、費用を預けることで定期的に安否確認が行われるという「エンディングプラン・サポート事業」やエンディングノートの保管場所や御自身のお墓の所在地など終活に関する情報を生前に登録しておくことで、もしものときに登録者が指定しておいた人にその情報が開示されるという「わたしの終活登録」という事業を行っているとのことでございます。

以上でございます。

○**8番（中村庄一郎君）** このような各市の取組に対して、国の政策支援はあつたりするのでしょうかお伺いをしたいと思います。

○**地域包括ケア推進課長（石嶋洋平君）** 各市の終活支援事業に対します国の財政支援につきましては、確認のほうができませんでしたが、少し視点は異なりますが、国の動きといたしましては、孤独・孤立対策のための環境整備に関する財政支援につきまして予算計上を進めているようでありますことから、国の動向等について注視してまいります。

以上でございます。

○**8番（中村庄一郎君）** それでは、今後必要とされる対策の方向性についてお伺いしたいと思います。

○**健幸いきいき部長（川口荘一君）** 終活支援など高齢者支援に関する今後の方向性ということでございますけれども、独り暮らしの高齢者、頼れる親族がない高齢者につきましては、高齢化率の増加、今後も高齢化が進むことによりまして、ますます増えていくものというふうに考えられております。

独り暮らしをされている高齢者などに対し、いざというときに適切な支援を行うことができる体制ですね、そういったものの充実は非常に重要であると考えております。横須賀市の取組につきまして確認をさせていただきました。先駆的な内容であると思われましても、現時点で同様の内容を実施することについての予定はございません。

市としましては、市内4か所にごございます高齢者見守りぼっくすを中心としまして、高齢者の見守りネットワーク、そういうものを活用した日常的な見守り、また緊急通報機器を活用しました緊急通報システムによる見守り、そして地域のサロン活動などによりまして住民組織による居場所づくりなど、複合的に見守り、相談支援を実施していくことが現時点では重要であると考えてございます。今後におきましても、これらの取組を継続して努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○**8番（中村庄一郎君）** ありがとうございます。

私もこの件についていろいろ調査というか、そんなことを調べさせていただきましたけれども、実に地方でもたくさんあるんですね。新聞や週刊誌なんかにも載っている孤独死だとか孤立化の資料がたくさん出てまいりました。またそれも確かに各地域によって、自治体によっていろいろな体制がございますので、対応の仕方も様々ございます。これもかなりたくさんございました。いろいろ勉強させていただきましたけれども、こういうことはやっぱりそのときの地域や地方自治体によっていろいろなことのあれが、それぞれによって対応の仕方がそれぞれ違うのがあるということがよく分かりました。

そんな中でも先ほど国のほうの話をちょっとお聞きしましたけれども、この5年の2月に孤独・孤立対策に

関する政府の取組ということで、孤独・孤立対策担当室というところから出ている資料がございました。これを見ますと、ここに書いてあるのが「長引くコロナ禍の影響により、孤独・孤立がより一層深刻な社会問題となっている。自殺者数の増加などは、孤独・孤立の問題も要因の一つと考えられる」ということの中で、令和3年2月より孤独・孤立対策担当大臣が司令塔となって、内閣官房孤独・孤立対策担当室を立ち上げ、政府一体となって孤独・孤立対策に取り組んでいるということでもあります。

その中の一つには、経済財政運営と改革の基本方針2022年という中で、第2章の新しい資本主義に向けた改革の2番といたしまして、社会課題の解決に向けた取組ということでもあります。孤独・孤立対策、「孤独・孤立対策の重点計画」の施策を着実に推進するとともに、さらに全省庁の協力による取組を進める。実態調査結果を踏まえた施策の重点化と「予防」の観点から施策の充実を図り、重点計画に適切に反映する。いわゆる「社会的処方」の活用、ワンストップの相談窓口の本格実施に向けた環境整備、食・住など日常生活での孤独・孤立の軽減、ひきこもり支援に資する支援策の充実とともに、アウトリーチ型のアプローチや同世代・同性の対応促進のための取組を推進し、確実に支援を届ける方策を講ずる。官民一体で取組を推進する観点から、国の官民連携プラットフォームの活動を促進し、複数年契約の普及促進等によりNPO等の活動を継続的にきめ細かく支援するとともに……NPO等の諸活動への支援を促進する方策の在り方を検討するというところでございます。またその中では、令和5年度予算と令和4年度第2次補正予算を合わせて60億円を超える規模で安定的、継続的に支援をしていくということでございます。

なかなか頼れる親族がない独り暮らし高齢者につきましては、今後も増加する傾向にあるとのことでもあります。そして独り暮らしの高齢者の方が、いざというときに孤立しないようにするために、地域と事業者、行政による協働事業のような取組が今後ますます必要になってくるものと考えます。孤立・孤独化に対する取組といえば広範囲な事業、部署につながっていく課題であると思いますが、引き続き独り暮らしの高齢者を支援する取組について、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

○議長（関田正民君） ここで10分間休憩いたします。

午後 2時33分 休憩

---

午後 2時42分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○8番（中村庄一郎君） それでは、次に、コミュニティ交通についてお伺いをしたいと思います。

芋窪地域コミュニティタクシー試行運行事業についてでありますけれども、平成28年度から地域検討組織と協働で検討を行ってきたとのことでございますが、どのような検討がなされてきたのかをお伺いしたいと思います。

○道路交通課長（一ツ木正美君） 主に2点ございます。

1点目は、運行計画についての検討でございます。地域検討組織の皆様と実施した道路の幅員調査に基づき、想定の実行ルートを設定し、地域の皆様にアンケートを実施し、その結果や関係機関等との協議を踏まえ、ルート、停留所の位置、ダイヤなどを決めていったものであります。

2点目は、利用促進についての検討でございます。コミュニティタクシーを持続可能なものとするためには、地域の皆様に積極的に利用していただくことが不可欠となります。そのため、ポスターやチラシを作成するな

ど、地域検討組織と協働でコミュニティタクシーのPRを実施したものであります。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） 運行の企画段階から地域検討組織と協働で検討を実施してきたことがよく分かりましたけれども、長期間にわたり地域の方々と市の協働で様々な検討をしながら、ここで試行運行の実施ができたことは、非常に高く評価したいというふうに思います。

非常に長期間に検討されておりますけれども、コロナ禍への対応のほかに、検討されている中で課題となったことについてお伺いをしたいと思います。

○道路交通課長（一ツ木正美君） 課題の1点目は、運行事業者の確保が困難であったことでございます。運転士不足などにより事業を実施できる事業者が見つからない中、東京ハイヤー・タクシー協会三多摩支部の御協力を得て、地元貢献の観点から、小平交通有限会社の協力が得られたことにより事業の実施が可能になったものでございます。

2点目は、ルート、停留所に関する交通管理者との協議でございます。車両制限令等の規制がある中で、地域が求めるルート、停留所の設置が困難であり、交通管理者との協議に時間を要したものでございます。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） それでは、運転士不足などの状況の中で、運行を引き受けていただいた事業者にも大変な御苦労があったことだというふうに思っております。また、ルートや停留所については、コミュニティタクシーは利用を増やす観点から、地域の意向に沿ったきめ細やかな利便性の高いルートを設置するということも重要であるというふうに思っております。運行の安全性の確保は大前提となるものなんでしょうが、規制の緩和について、私も議員としてこれからどんどん要望していきたいなというふうに思っております。

続きまして、試行運行の実績についてお伺いをいたします。

まず、試行運行の目的及び内容について概略をお伺いしたいと思います。

○道路交通課長（一ツ木正美君） 目的につきましては、一部に公共交通空白地域を抱える芋窪地域において、通院、買物等の市民の日常生活に必要な移動手段の確保を図るため、時間帯、停留所ごとの需要及び運行計画の妥当性を検証することとしております。

また、運行内容につきましては、10人乗りのワゴン車を使用し、バスのように決まったルートを決まった時間で走る定時定路線型の運行といたしました。

ルートにつきましては、起終点を多摩モノレール上北台駅として、地域の西側、東側をそれぞれコンパクトに結ぶルートといたしました。停留所は、合計で12か所を設置いたしました。

便数は、西側ルートと東側ルートを合わせて1便とし、1日当たり9便、5便と6便の間の昼間の時間帯を除き45分間隔で運行いたしました。

運行日は平日のみ、運賃は大人200円、子供100円、未就学児は無料といたしました。また、1か月分7,000円の定期券の販売をいたしました。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） 御説明ありがとうございました。

時間帯や停留所ごとの需要とのことでしたけれども、どのような傾向が見られたのかお伺いをしたいと思います。

○道路交通課長（一ツ木正美君） 時間帯につきましては、11時、上北台駅発の便の利用が多く、15時半、上北

台駅発の便、16時15分発の便は、比較的利用が少なかったという結果となっております。

また、停留所ごとの需要につきましては、起終点の上北台駅停留所が多く、次いで貯水池下、大橋などの利用が多いという傾向が見られました。

以上でございます。

○8番(中村庄一郎君) 何ですか、病院やスーパーなどが多く、モノレールへの乗り継ぎもできる上北台駅の利用が多かったということは、先ほど御説明のありました通院、買物等の市民の日常生活に必要な移動手段という目的に沿った利用があったものであるというふうに理解をいたします。

それでは、運行ルートやダイヤなどの運行計画の妥当性についてはどのようにお考えでしょうか、お伺いをしたいと思います。

○道路交通課長(一ツ木正美君) 試行運行中、大きな事故や遅延、トラブルは生じておりませんので、ルートやダイヤなどについては妥当であったと考えております。

以上でございます。

○8番(中村庄一郎君) 特に事故やトラブルなどがなかったとのことですので、地域や関係機関等と調整しながら、慎重に検討してきた成果があったものというふうに思われます。

それでは、地域と協働でどのような利用促進に取り組んだのか、お伺いをしたいと思います。

○道路交通課長(一ツ木正美君) 説明会や出発式の開催、ポスターや御利用案内の作成、車両ラッピング、市報や公式ホームページによる情報発信、愛称やシンボルマークの地域からの公募、コミュニティタクシーの利用方法を提案するチラシの作成、コミュニティタクシーの利用者用自転車置場の設置などに取組をいたしました。

以上でございます。

○8番(中村庄一郎君) 地域と協働で様々な利用促進に取り組まれたということがよく分かりました。

さて、それでは、利用者数につきましては、先ほど延べ1,323人であったとのことですが、目標とされていた利用者数とその根拠についてお伺いをいたします。

○道路交通課長(一ツ木正美君) 今回の試行運行では、1日70乗車を目標として試行運行を行ってまいりました。

70人の根拠につきましては、東大和市コミュニティバス等運行ガイドラインでは、運行基準として、年額500万円を上限とする市の補助額の範囲内で運行することとしておりますが、1日70乗車がありますとおおむね、この運行基準を満たせることから、1日70乗車の設定としたものであります。

以上でございます。

○8番(中村庄一郎君) 先ほど、運行日数が121日で、利用者数は延べ1,323人とのことでした。この結果では、御説明いただきました運行基準には届かないこととなります。

一方で、令和5年度予算案には、本事業の予算が見積もられております。来年度、本格運行を実施する御予定があるのか、お伺いをしたいと思います。

○道路交通課長(一ツ木正美君) 予算につきましては、試行運行の結果の検証が行われていない状況であることを鑑み、実施計画に基づき見積りをさせていただきましたが、今回の試行運行の利用者数は、東大和市コミュニティバス等運行ガイドラインの運行基準を満たさない水準でありますので、それを踏まえて本格運行への移行ができると言えるのかどうか、地域検討組織の皆様と検証をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。



○8番（中村庄一郎君） 今後地域の皆様と検証していくとの御答弁をいただきました。これ、地域との協働事業ということでございます。今回の尾崎市長の目玉でもありました協働事業ということで、非常に芋窪地域としては、いい事業であったなというふうに思われている方が結構大勢いまして、非常に今後の協働ということに対して期待をしているところがあると思います。

それでは、最後の質問になりますが、一部に公共交通空白地域を抱える芋窪地域の交通の確保についてであります。今後どのように取り組まれていくのか、市長のお考えをお伺いしたいと思います。

○市長（尾崎保夫君） 芋窪地域につきましては、今回の試行運転、利用者は想定したよりも少なかった状況ではありますが、東大和市コミュニティバス等運行ガイドラインに基づきまして、公共交通ネットワークが持続可能なものとして維持できる範囲で、市民の日常生活に必要な移動手段を確保していくことが重要であると考えております。

今後につきましても、地域に根差した地域にふさわしい公共交通に対する地域の検討に対し、市は地域に寄り添いながら、可能な支援に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○8番（中村庄一郎君） ありがとうございます。

以上で、私の一般質問を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（関田正民君） 以上で、中村庄一郎議員の一般質問は終了いたしました。

---

#### ◇ 森 田 真 一 君

○議長（関田正民君） 次に、5番、森田真一議員を指名いたします。

[5 番 森田真一君 登壇]

○5番（森田真一君） 議席番号5番、日本共産党の森田真一です。通告に従いまして、一般質問を行わせていただきます。

まず、大項目の1、多摩地域での有機フッ素化合物による水質汚染の影響についてです。

①として、多摩の広域にわたり水道水・地下水の有機フッ素化合物による水質汚染が問題となっています。米軍横田基地から漏出した消火剤に由来するとも言われており、実態の解明が求められます。当市への影響など、市の見解と対応について伺います。

大項目の2では、公務労働従事者の処遇改善について伺います。

①として、正規職員の平均賃金や労働環境の改善と課題について、市の考え方を伺います。

②として、会計年度任用職員は全職員の過半数を占め、またその約9割を女性が占めています。正規職員と一体となって日常業務を支えていながら、その待遇は低く、雇用は不安定です。さらに昨今の物価高騰により、最低限度の生活もままならない状態になっています。会計年度任用職員の処遇改善について、市の考え方や課題を伺います。

③として、受託事業者の労働者の処遇改善について、市の考え方や課題を伺います。また、公契約条例の制定についての必要性の認識と課題を伺います。

大項目の3は、市の窓口対応についてです。

市の窓口対応について、市民から改善を求める要望が多く寄せられています。

以下伺います。

①として、職員の窓口対応について、市の考え方や課題を伺います。

②として、とりわけ納税、生活保護、子育て支援など、市民からの相談を伴う業務の窓口での対応は細心の配慮が求められるものと思われまます。これらの窓口対応について、市の考え方や課題を伺います。

大項目の4は、介護保険サービス・障害福祉サービスの利用者負担についてです。

諸物価の高騰に苦しむ高齢者にとって、介護保険サービスの利用料の負担が重くのしかかっており、その負担軽減を求める声が聞かれます。

以下伺います。

①として、当市での介護保険サービスの利用者負担の現状と課題を伺います。

②として、当市においては、平成29年より要支援1、2に該当する高齢者は介護保険サービスから切り離され、介護予防・日常生活支援総合事業によりサービスが提供されています。同制度の下での利用者負担の現状と課題を伺います。

③として、平成19年の厚労省通知により、65歳以上の障害者が障害福祉サービスを利用しようとする際に、これに相当する介護保険サービスがある場合は、介護保険サービスを利用することが優先されることが原則とされています。この際の利用者負担の現状と課題を伺います。

大項目の5、労働安全衛生についてです。

①として、小学校内の木の剪定中に、教育ボランティアの男性が脚立から落下し、死亡する事故が発生しました。過去にも市の立木の剪定作業中に事故が起きており、再発防止の観点から事故状況と今後の対策を伺います。

大項目の6として、公共施設等総合管理計画等と市財政について伺います。

市の公共施設等総合管理計画及び公共施設再編計画について、計画の考え方や市財政について、市の認識と今後の課題を伺います。

以上です。

再質問につきましては、自席にて行わせていただきます。よろしく願いいたします。

[5 番 森田真一君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長(尾崎保夫君) 初めに、多摩地域での有機フッ素化合物による水道水への影響についてであります、東京都では、水道水における有機フッ素化合物につきまして、定期的に検査を行い、濃度が暫定指針値を下回るよう管理をしているところであります。

当市への影響につきましては、東京都が公表している情報によりますと、市に供給されている水道水については、その大半が小作浄水場から送水されており、東京都が所有する東大和市内の井戸からの取水は、施設整備工事のため、現在行われていないとのことであります。

また、東京都が行った地下水の水質検査の結果においても、有機フッ素化合物の一種であるピーフォス(PFOS)及びピーフォア(PFOA)の当市の値は暫定指針値を大きく下回っております。

なお、本件についての問合せに対しまして、東京都の対応窓口を紹介しております。今後も引き続き、東京都から情報収集をし、連携を図ってまいります。

次に、公務労働従事者の処遇改善についてであります、職員の給与等につきましては、条例等に基づき適切に対応しております。

令和4年度は東京都人事委員会の勧告に準じて、初任層の引上げに重点を置いた給料表の改定及び勤勉手当の引上げを行っております。また、労働環境の整備につきましては、育児休業の取得要件の緩和、柔軟化を図ることで職員のワーク・ライフ・バランスと健康管理の推進に努めております。

会計年度任用職員の処遇改善につきましては、一部職種の最低賃金の引上げや育児休業の拡充、共済組合保険への加入による福利厚生の実施などを行っております。引き続き、最低賃金等の動向に注視しながら、また近隣市との均衡を踏まえ、必要に応じた見直しを行ってまいります。

次に、受託事業者の労働者の処遇改善についてであります。労働者の処遇につきましては、受託事業者と労働者との間の自主的な労働契約により定められるものと考えております。したがって、発注者である市が、受託事業者の労働条件に介入することは難しいものと考えております。

また、公契約条例につきましては、労働条件の改善を図る手段の一つであると認識しておりますが、契約制度全般において検討すべきものと考えております。

課題につきましては、法的な論点整理や中小企業者への影響等の課題がありますことから、引き続き、国や東京都及び各市の動向を参考に、調査研究してまいりたいと考えております。

次に、市の職員の窓口対応についてであります。市では、市民の皆様をはじめ、市役所に来られるお客様が気持ちよくサービスを受けていただけるように、入職時や様々な機会を通じた研修並びに実務を通じたOJTにより、接遇力の向上を図っております。

特に相談に伴う窓口業務では、個別の事情など非常にセンシティブなお話を伺いながら、お客様が置かれた状況を十分に考慮して相談に応じる必要があるものと認識をしております。各部署でこうした点に十分に配慮しながら、市民の方の立場に立った窓口対応やサービスの向上に努めてまいります。

次に、本市における介護保険サービスの利用者負担の現状についてであります。市・都民税が非課税となる世帯の方など、一定の基準に該当する方に対しましては、負担限度額認定証の交付により、施設サービスを利用する場合の負担軽減を図っております。また、1か月の利用者負担額の合計が高額になり、一定額を超える場合におきましては、後に超過分を支給することで、利用者負担が抑制される制度となっております。

次に、介護予防・日常生活支援総合事業の利用者負担の現状についてであります。市が実施しております国基準相当サービスにつきましては、総合事業を導入する前と同じ基準により実施しており、利用者負担額は国基準に準拠しております。

また、市独自基準による緩和型サービスにつきましては、主に生活援助を中心としたサービスで、身体介助を行わないことから、サービス利用単価を低く設定しております。

次に、65歳以上の障害者の介護保険サービス利用についてであります。障害のある方が65歳に到達しますと、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は、国の通知に基づき、介護保険サービスを優先して利用していただくこととなります。

この場合におきましては、介護保険サービスの利用に伴う自己負担が生じますが、市・都民税が非課税となる方等に対しましては、利用した介護保険サービスのうち、訪問介護や通所介護などの障害福祉サービスに相当するサービスの自己負担額について、後に、新高額障害福祉サービス等給付費として支給し、利用者負担が抑制される制度となっております。

次に、教育ボランティアの死亡事故についてであります。令和5年1月31日に、東大和市立小学校におきまして、教育ボランティアとして、学校教育の環境整備に関する援助に取り組まれていた80代の男性が、木の

剪定中に脚立から落下し、死亡する事故が発生しました。その後、再発防止の徹底に向け、臨時校長会を開催したところであります。

今後につきましても、このような悲しい事故が起きないように、注意喚起してまいりたいと考えております。

次に、公共施設等総合管理計画等の考え方や市財政についてであります。公共施設等総合管理計画では、現在保有している公共施設の全てを更新するには多額の財源不足が見込まれることから、40年間で約20%の床面積を縮減する目標を定めております。

公共施設再編計画は、公共施設等総合管理計画に基づき、建築系の公共施設の総量の縮減と配置の適正化を進めながら計画的に更新を進めることを主眼とした計画であります。

市財政についてであります。今後公共施設の更新等に際しまして、多額の事業費を要することが想定されますことから、引き続き特定財源の確保と基金への積立てが課題になると考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○5番(森田真一君) 御答弁ありがとうございました。

それでは、再質問をさせていただきたいと思っております。

まず初めに、この大項目1の多摩地域での有機フッ素化合物による水質汚染の影響についてですが、このPFAS(ピーファス)、まとめて言うとPFAS(ピーファス)という言い方をするそうですけども、この毒性についてどのようなものであるのか教えてください。

○環境対策課長(梶川義夫君) 国立医薬品食品衛生研究所が発行しております食品安全情報によりますと、PFASの潜在的な健康への影響は何かという章におきまして、物質から生じる有害影響のリスクは、ヒトが暴露する量や暴露の持続時間にもよるという前置きがあった上で、動物実験におきまして脂質代謝、甲状腺ホルモン量、免疫系を損なう可能性があるとしておられるようでございます。

また、同情報におきましては、ヒトのがんリスクが増加するかということについても調べましたが、ヒトにそのような相関関係があるという仮説は十分に支持されないということでございます。こちら、これは現在相関関係を明確に証明できていないということの意味するということでございます。

以上でございます。

○5番(森田真一君) まだ人体への毒性が明らかでないというお話であったんですが、一番この研究が進んでいるのはアメリカだそうでした、実はアメリカなどでは、既にこのPFAS(ピーファス)については、製造を近く、延期というか、中止するというような報道も出ておりました。

ちょうど昨年の12月末ですけど、3Mという世界的な化学メーカーがありますけれども、2025年末までにこのPFAS(ピーファス)の製造から完全撤退するというふうに表示しておられて、アメリカの環境保護庁(EPA)も今ほど例示しておっしゃっていただいた、がんや、また脂質代謝、それから低体重児の出産など、それからあと今コロナ禍いまだにあるわけですけども、ワクチンの反応なども含めて、免疫力の低下にも関係あるんじゃないかということが言われて、大きな問題になっているということだそうでございます。

ここに来て冒頭でも申しましたが、米軍基地由来の環境への露出があるんじゃないかということで、非常に今話題となっているというところであります。

ちなみにテレビなどでもNHKの「おはよう日本」ですとか、こういった報道番組なんかでも大きく取り上げられたところであります。

可能性としては、しかしこのリスクは否定できないということで、今国や東京都なんかもこのところレクチャーをしていただく機会がありまして、お話を聞かせていただきましたので、機会があればこの質問の中でも少し御紹介できればと思っております。

このPFAS（ピーファス）については、どういう経路を通じて人体に入ってくる可能性があるのかということが分かれば教えてください。

○環境対策課長（梶川義夫君） 同じく国立医薬品食品衛生研究所が発行しております食品安全情報によりますと、主に食品や飲料水を通して摂取される。他の供給源は、屋内外の空気、ハウスダスト、それからPFAS（ピーファス）を含む化学物質で作られている消費者製品との接触であるとされております。

また、どのような製品がPFAS（ピーファス）を含んでいるかという部分につきましては、多くの工業工程や技術応用に使用され、紙、布、焦げつき防止コーティングされたフライパン、電子機器、化粧品など、多数の消費者製品で加工されているものということで把握しております。

以上でございます。

○5番（森田真一君） この報道などでは、水質汚染、井戸水ですとか水道水に混入するものの影響がかなりあるのではないかという疑いはかけられたわけですが、今の御説明のとおり、それにとどまらず、ありとあらゆるところにこのPFAS（ピーファス）が使われているということで、私はこの記事を初めて読んだときにふと思いついたことがあるんですけども、アスベストの話にすごくよく似ているなと思いました。

アスベスト、不滅の魔法の素材ができたといつて、耐火被服などでも使えるし、様々な工業製品に混入されている、便利に使われてきたと。私も建設現場に関わったときなんか笑い話で、半ば笑い話で聞かされたんですけど、アスベストの粉を握って頭に振りかけて、頭がよくなるんだとか、顔に塗ったよとか、そんなことまで、昔は何しろ毒性が分からなかったんで、そういう訳の分からないところからもいっぱい人体に侵入してきたと。

そんなことがあったんだけども、事情が分かってくると、特にアスベストの場合、アメリカからの情報というのが決定的にその毒性を示していたというのが後になって分かるんですけども、これ今の状態がまさしくこのアスベストのときの話と非常によく似ているなと思いました。

少し話戻しますけども、水質との関係では、先ほどの御答弁の中では、取りあえず現時点では、東京都が継続的にモニタリングをされていて、この東大和の水道水との関係では、基準値以下であるということが分かったということでありまして、上水道だけじゃなくて、井戸水についてはどうなのかということをお伺いしたいんですが。

○環境対策課長（梶川義夫君） 市の井戸水に対する対応ということでお答えさせていただきます。

市では、一定の動力を使う井戸につきましては、使用者からその揚水量調査報告を年に1回受けているところでございます。また、一部の井戸につきまして水質調査を行っております。しかし、この水質調査の中には、有機フッ素化合物の調査項目は入っておりません。

それから、東京都につきましては、水質汚濁防止法及びダイオキシン類対策特別措置法の面から、市内では1か所調査を行っているというふう聞いております。今回の有機フッ素化合物につきましては、今後東京都の動向等も注視しながら検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○5番（森田真一君） あと、地下水の大きく利用するところでは、例えば市内の工場、飲料品メーカーなどが

あるわけですが、こういったところでも地下水、排水はされているのは知っているんですけど、利用に当たって、例えば製品の中に入っていくとか、そういうような可能性みたいなことっていうのは考えられるのでしょうか。

○環境対策課長（梶川義夫君） 市内の井戸につきましては、全体数は把握しておりません。利用状況につきましても、正確には把握していないところでございます。

以上でございます。

○5番（森田真一君） それから、あと実際にこの市に住まわれている方たちの健康への影響ということで伺うんですけど、東大和では、取りあえずこの水道水等からのこのPFAS（ピーファス）の検出はほとんど見られないということなわけですが、市に住んでいる方というのはいろんなところから来てますので、場合によっては、たまたま今の時点では東大和に住まわれているけども、直前まで影響の強いところに住まわれていた、可能性がある方もあるいはいらっしゃるのかもしれないと思います。

こういった方々との関係も含めまして、市民への影響について調査をしたりだとかいうようなことというのはあるのでしょうか。

○環境対策課長（梶川義夫君） 市外から東大和市のほうにお越しになられた方の個人上の健康への影響については、把握できない、把握は難しいというふうに認識しております。現在のところ、人への検査というのは、環境対策課のほうでは予定はしておりません。

東大和市の水道水につきましては、現在暫定指針値以上の有機フッ素化合物の混入の可能性はないというふうに考えているからでございます。

以上でございます。

○5番（森田真一君） 全日本民医連という医療団体がありますけれども、この団体が今この三多摩で高濃度に検出された地域が見つかったということで、多摩全域で市民を対象に、これは希望を募ってということですけども、血液調査をやるといようなことが今運動として行われております。先日、私もその採血に参加させていただいて、急に何か分かるということではないんですが、疫学調査をやっていくといようなことが今行われているところです。

これも結果が出ましたらぜひお伝えしたいと思うんですけども、ある地域では、非常に高濃度の血液からの検出がされたことによって、住民の皆さん、大変驚いているというのが実際であります。これはもう少し極端に現れる例で言いますと、沖縄なんかでは、これはかなり米軍基地との関係での疑いが持たれているんですけども、非常に高い血中濃度が現れたといようなことも今言われております。既に横須賀基地なんかでもこのPFAS（ピーファス）が泡消火剤ですかね、これを使った際にこの物質が入っていて、これが環境中に漏出したということで、米軍が謝罪をしているところであります。

伺いますが、この横田基地から東のほうに、つまり地下水のルートでいうと、確実ではないんですけども、こちらのほうに、東側のほうに流れているわけでもありますけども、この消火訓練に利用された泡消火剤由来の汚染が指摘されている中で、基地の近隣市との連絡は取られていたりするのでしょうか。

○環境対策課長（梶川義夫君） 横田基地周辺の近隣市との情報交換等というのは、特に行っておりません。

以上でございます。

○5番（森田真一君） 東京都や国からのお話では、やっぱり基地との関係で、なかなかどうしても調査には制約が出ているということが御担当者からも報告がありました。

これは引き続き、調べていく必要があるのではないかとこのように思いますし、また基地だけじゃなくて、先ほどの御説明にもありましたとおり、様々なところに利用されているということであると、よく紹介されるのが半導体製造の関係なんかでもこれは多用されるということで、実はこの近隣、かつてというか、現在もですかね、半導体関連の工場、非常にたくさんありまして、私も若いときにはお客さん、客先としてそういった工場なんかにも上がらせていただいたことがありましたけども、こういった工場群からの汚染がないとも言い切れないというようなことからして、幅広く予断を持たないで調査をしていただく必要があるのではないかとこのように思います。

引き続き、市でも注視をしていただき、国や東京都に対しては、調査と対策を引き続き取るようにぜひ働きかけていただきたいということをお願いをいたしまして、この項目は終わらせていただきます。

続きまして、大項目の2の公務労働従事者の処遇改善について伺います。

まず、正規職員の期末手当、勤勉手当も含めて、給与水準ですね、この10年間ほどでどのように推移しているのかということをお教えください。

○職員課長（岩本尚史君） 正規職員の給与水準の推移でございますが、平均給料と期末・勤勉手当に分けて見ると、一般行政職の平均給料は、平成25年が32万2,000円、令和4年が31万6,000円となっております。期末・勤勉手当の支給月数は、平成25年が4.2か月、令和4年は4.55か月となっております。

以上でございます。

○5番（森田真一君） そうしますと、この数字を基にすると月々の平均給与については、この10年ほどで6,000円ほど月下がると。だから、年間だと7万2,000円ですか、のダウンはするけれども、期末・勤勉手当の支給月数が引き上がったことによって、結果としては相殺で1万3,400円年間でプラスになったということなのかと思いますけども、この平成25年の基の賃金との比でいうと0.25%のプラスということになります。

ということは、総務省がこの2月24日に発表した消費者物価指数の数値が出てましたけども、令和5年1月分の発表を見ますと、総合指数で2020年度比で4.3%の上昇というふうに書いてありましたので、これは実質賃金としては、約4%近くといったらいいんですかね。大幅に実質賃金が下落しているという、そういう見方ができるのではないかとこのように思います。

もう少し聞きますけれども、今度、会計年度任用職員についてお伺いします。

この会計年度任用職員の時給は、他の都市とどの程度の差があるのでしょうか。一般職で比較ができればお願いします。

○職員課長（岩本尚史君） 一般事務職の報酬、時間額につきましては、26市の平均で1,082円となっております。当市を含めました16市では1,080円、そのようになっています。

以上でございます。

○5番（森田真一君） 1円、2円の差は……ごめんなさい。これは正職員のほうは、多分都人勤との関係がありますから、もうほぼ他の都市と横並びだと思うんですけど、この会計年度任用職員の場合は、市によって若干の違いがあると。これはどういうことから差が生まれるのか教えていただけますか。

○職員課長（岩本尚史君） 東京都の最低賃金、また他市との均衡ですとか、また会計年度任用職員の当市での応募状況等を踏まえまして報酬時間額を決めております。

以上でございます。

○5番（森田真一君） 本会議で消費生活相談員の確保が今大変だというお話伺いましたけども、そういうもの

との関係で伺いますけれども、ちょっと私、そんなに全部調べたわけじゃないんですけど、立川市なんかと比較しますと、同じこの消費生活相談員の会計年度任用職員さんの時給なんですけれども、100円近くぐらいですかね、差が出ているということなんですけれども、そうすると今の御回答だと、市の裁量によってこの時給の決定というのはかなり幅があるというふうに理解をしてよろしいのですね。

○職員課長（岩本尚史君） 金額につきましては、それぞれの職種で募集状況を見ながら、そういう金額の差があつてなかなか募集が集まらないというようなことがあつたときには、都度見直しをしているところでございます。

以上でございます。

○5番（森田真一君） この物価上昇を上回る賃金の引上げということが今求められてると思うんですけども、特にいつもですと年1回の人事院勧告を見て、そこに並べていく、横並びにしていこうというのが普通の決め方だと思うんです。

ところが、昨年の秋から急激に物価が上昇したということで、この直近の都人勧では、多分ちょうど今から1年ぐらい前の数字を見ながら決めてると思いますんで、その頃とは全然事情が違う状態に今置かれているんだと思うんですね。

そういう意味では、制度的にどういう言い方が適当なのか分かんないんですけど、制度としても対応できなくなっている、少なくとも今の時点では、そういうことがあるのではないのでしょうか。どうお考えになりますでしょうか。

○職員課長（岩本尚史君） 当市では、引き続き東京都の人事委員会勧告に準拠した対応を行ってまいりたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○5番（森田真一君） それから、壇上でも申しましたけれども、この議会で伺って初めて知りましたが、会計年度任用職員という制度、これそのものは必要な制度ではあるかと思うんですけども、結果的に今現在、これはおとしぐらいに聞いた数字ですからまた多少変わっているかもしれませんが、9割が女性が占めているという非常に極端な男女間での偏差があります。これは現在もし変わっていたら教えていただきたいんですけども、この一般事務職、時給1,080円ということで、これで実際に暮らしが成り立つのかということが疑問に思えます。

この都人勧に準拠してということは先ほどから言われてるわけですけども、都人勧のこの資料を拝見しますと、標準生計費調査から世帯が1人、2人、3人と増えるごとにこれぐらいのお金は月にかかるでしょうという資料も載っていたんですが、そちらのほうには目を通されているのか。また、この必要な標準生計費をこの1,080円という数字で満たせるのかどうかということについてお伺いしたいと思うんですが。

○職員課長（岩本尚史君） まず、会計年度任用職員制度、こちらに基づきまして今後も募集、また任用を引き続き、最低賃金等の動向、また近隣市との均衡も踏まえて設定をしていきたいと、そういう必要があると認識をしております。また、そういった家計補助者というようなものが分かるような資料については、こちらではございません。

以上でございます。

○5番（森田真一君） こちらのほうからも少し紹介したいと思いますが、この都人勧の資料の中には、世帯人員別標準生計費というのが例示をされておまして、これは元の数字は東京都の生計分析調査から出して



いるということで、東京で一人住まい、2人住まいしようと思ったらこれぐらいのお金は当然かかるでしょうという数字を出しています。参照数値として出しています。

もちろん実際には住んでいるところ、区市町村によってももちろん違うわけですけど、これはならずということだと思って聞いてください。ここに書いてあるのが、世帯人員1人だと標準生計費は13万6,180円って書いてあるんです。2人だと21万4,830円って書いてあります。

この1,080円をちょっとごめんなさいね、これか。1,080円で、ごめんなさい、時給1,080円で1日6時間、21日働いたとします。そうしますと、掛け算すると13万6,080円ということで、この1人分の生計費に届かないということになります。ほぼ同じですけども、ぎりぎり下回るという数字になります。この2人世帯の標準生計費21万4,830円、これを満たすためには、逆算して時給にしますと1,704円という数字になりました。

たまたま市で来年度の募集をかけられて、各職種のこういう職種を募集しますというのが市報に載りましたが、それ拝見をしますと、この1,704円を超える職種が4職種、生活保護面接相談員、生活保護高齢者支援員、臨時保健師、臨時看護師、こういった資格を持つての方々がこれにはぎりぎり該当するわけでありまして、1,710円とか1,709円と書いてありますが、一方で、障害福祉相談員や、また介護認定調査員、こういった方々はこの1,704円を満たすことがないということで、つまり結果として起こり得るのは、こういったお仕事を会計年度任用職員という身分で行い続けていけば、当然のことですがこの2人世帯、1人世帯というのが維持できないということになってくるわけです。

昨今日本の人口がつい出生人口80万人切って、本当に大変なことになったと。もう朝から晩までこの話、ニュースでは持ち切りでありますけども、実際この生計費を基にこの賃金との関係で当てはめてみれば、それは結婚できるわけがないよね、それは子供を持てるわけがないよねと、当然こういうことになってきますので、この賃金の抜本的な引上げが求められるのではないかと。今本当にそのことが切実になっているのではないかと。いうふうに思っております。

これはもう本当に大げさじゃなくて、国家の存亡に関わるような事態にもなっているというふうに思います。こういった観点から、これは市単独だけではできないというのは当然分かって聞いているわけでありまして、本当に各地の自治体、市長会等々も含めて、挙げて財源の確保を国や東京都に求めてほしいということをお願いをいたしまして、この質問は終わらせていただきます。

次に、大項目3の市の窓口対応についてお伺いしたいというふうに思います。

市長への手紙などで、先ほど申し上げたようなことに関係するような声などは届いたことはあるのでしょうか。

○職員課長（岩本尚史君） 市長への手紙ですとか、またメール等で職員の対応についてのお問合せをいただくことはございます。その中では、職員の対応について不満があるというようなこともございますが、一方で、とても丁寧な対応でよいといったお褒めの言葉の両方の御意見を頂いてるところでございます。

以上でございます。

○5番（森田真一君） 私、この質問をしておりますのは、この間、市民の声を聴く会を議会で開催いたしましたけど、その中の分散会の中でこの市の職員さんの接遇に疑問を持っているというお話を聞いたのが発端です。

むしろ私はそういうような認識はなかったものですから、最初はたまたま個別の話なのかなというふうに思ったんですが、ところがその市民の声を聴く会の中では、次から次とそういう話が、人数少ないから、参加者限られていますからそんなにすごいっばいっていうわけじゃないんですけど、何人からもそういう声が出ま

した。ほかの議員さんからも実はそういう類似の声を聞いているというお話がその中で何人かからもお話を聞いて、そういうことだったのかというふうに思った次第であります。

伺いますが、市民意識調査などのモニタリングとか、こういったものにこの項目、満足度といったらいいんでしょうか。こういったものなんかを今後加えたりとかするようなお考えというのはあるのでしょうか。

○職員課長（岩本尚史君） 現在行っております市民意識調査の中にも、市の職員の接遇についてという設問がございます。回答内容を見ますと、年々接遇力が上がってきていると、そのように認識はしております。

以上でございます。

○5番（森田真一君） ちょっとよく聞こえなかったものですみません。上がってきていると、分かりました。

ちょっとこれは届いているのかどうか分かりませんが、ちょっと具体的な事例、申し上げたいというふうに思うんですけども、例えば私どものところではこんな手紙をもらいました。

子供を持つ親です。必要に迫られて市役所のある部署を利用していますが、担当の方によっては対応が悪いです。他の市から引越してきましたが、他の市の子育て支援課など、様々な方にお世話になったけども、ちょっと東大和ですといい方はいいんだけども、出てくる方によってばらつきがある。結果的には、御自身が市役所に行くのが何か嫌になってしまったと、こんなお話が手紙に書いてありました。

それから、あとは応接の際にタメ口といったらいいんでしょうかね、ちょっと言葉が友達口調と、こういうような感じの声かけをされて何だかもやもやしたというようなお話も寄せられました。

接遇研修ってどこの企業でもやっているし、市でもやっているとは思いますが、市では具体的にはどのようになさってるんでしょうか。

○職員課長（岩本尚史君） 市の独自研修としまして、接遇研修を新規採用時、外部講師を招聘して実施しております。

以上でございます。

○議長（関田正民君） ここで10分間休憩いたします。

午後 3時40分 休憩

---

午後 3時48分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○5番（森田真一君） 引き続きお伺いします。

新採用時のみ接遇研修を行ってるといことなんですが、既存の職員さんに対しての必要性はどのようにお考えになっているのでしょうか。最近、接遇研修をやってないのかなというふうに疑問を持たれたっていう、元職員の方からお話聞きました。いかがでしょうか。

○職員課長（岩本尚史君） 新規採用時の接遇研修、また配属先でのOJTにより一定の接遇力が備えていると、そのように考えておりますが、職員によって接遇スキルに差があるという課題は認識をしております。組織全体として接遇スキルを引き上げるということの研修、またOJTの在り方については、研究をしてみたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○5番（森田真一君） もう経験ある方々ですから改めてというよりは、OJTの中でというのはとてもよく理解できます。ただ、そうはいいながらももう何年かやってらっしゃるベテランといっても、ベテランといつか

中堅ですかね、の方なんか拝見していて、あれって瞬間ちょっと思ったときも実はあつたりとかするので、ちょっとまた後で言いますけども、そういうようなこともありますのでちょっと申し上げました。

次伺いますが、特にセンシティブな内容に触れるであろう納税ですとか生活保護相談、また子育て支援といった、こういった部署でのコミュニケーションスキルの向上についてというのはどのようになさっているのでしょうか。

○職員課長（岩本尚史君） 相談等に携わる窓口の部署では、職員のコミュニケーションスキルの向上、そのために職場の特性ですとか、実務経験に応じたOJTのほか、独自研修以外に市町村の職員研修所、また外部の専門研修、実務研修、そういった受講を通じまして必要なスキルアップを図っております。

以上でございます。

○5番（森田真一君） 承知しました。

特に生活保護の窓口なんか、これは東大和って話じゃなくて、全国一般の話ですけども、タメ口問題っていうのがありまして、カウンター越しで職員さんからその相談者の方がタメ口で話しかけられて、中身はさておき、非常に、ともすると若い職員さんから年配の方がそういう言葉がけをされて憤慨したとか、疑問に思ったとか、そういうような話が実は結構この生活保護関係の中ではあるんです。

話しかけられているその職員さんのほうは、なるだけフランクに身近な感じで声をかけようと思ってそのようにされていることのほうが多分多いんだと思うんですけども、受け取るほうは案外そうでもなく、来るのが嫌になったとかいうようなことというのも実際、そういう相談の専門の団体の方々からも伺うところですよ。

ケース・バイ・ケースで必ずしもばか丁寧というか、いんぎん無礼になりかねないような、そういうようなことでは困るわけですけども、必要なそういう応接というのは、繰り返し訓練される必要があるのではないかなということ、今日は別に必ずこうしなさいとかこうしてくださいとかいうようなことじゃなくて、こういうことがあるということを受け止めていただければ、今後の人事政策にお役立ていただければということでお話をさせていただきました。この項を終わります。

次に、大項目の4の介護保険サービス・障害福祉サービスの利用者負担についてお伺いします。

まず、65歳以上の障害者の介護保険サービス優先利用のことに関連してですけども、この障害福祉サービスの利用に関する負担については、新高額障害福祉サービス等給付費の制度の受給に要件があると思うんですけども、お伺いしたいと思うんですが。

○障害福祉課長（大法 努君） 新高額障害福祉サービス等給付費の受給に当たりましての要件であります、5つの要件がございます。

1つ目の要件として、65歳に達する前5年間、引き続き介護保険相当の障害福祉サービス、具体的には居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所であります、これらの支給決定を受けていたこと。

それから、2つ目の要件として、65歳に達する日の前日に本人及びその配偶者が市町村民税非課税または生活保護を受給していたこと。

3つ目の要件として、65歳に達する日の前日に障害支援区分が区分2以上であること。

4つ目の要件として、65歳に達するまでに介護保険サービスを利用していないこと。

5つ目の要件として、新高額障害福祉サービス等給付費の申請を行う際に、本人及びその配偶者が市町村民税非課税または生活保護を受給していること。

以上、5つの要件全てを満たすこととなっております。

以上でございます。

○5番（森田真一君） 今障害区分というお話がありましたけれども、ここでは区分2以上の方が対象になるというお話でありましたが、この障害区分の判定というのは結構難しいもんなんだというふうに、当事者の方なんかからもお話聞いたことがあるんです。

この新高額福祉サービスの給付の対象になる方が、全体でどれぐらいカバーしているのかということをお伺いしたいんですけども、逆に区分1に判定されて該当しないというふうにされる場合の方というのは、全体で大体どれぐらいいらっしゃるものなのかということは分かりますでしょうか。

○障害福祉課長（大法 努君） 当市におけます障害福祉サービスの支給決定者数ということで御紹介をいたしますと、現在768人になります。そのうち、障害支援区分2以上の方につきまして御紹介いたしますと、489人というふうになります。

以上でございます。

○5番（森田真一君） ざっくり3分の2ぐらいの方は大体カバーしていると、そういう理解でよろしいですね。では、次伺いますが、課税所得割16万円未満の場合、この新障害福祉サービスの利用ができるということですが、利用者負担9,300円を上限に負担するというのは書いてありました。私はちょっと正確に読めなかったんで、もし違うところがあったら教えてほしいんですけども、これ障害福祉サービスでこの自己負担があるということそのものが以前にも質問しましたが、いわゆる骨格提言との関係でこの負担は果たして妥当なのだろうかということ疑問に思われるわけですが、これについて市としての見解があればお聞きしたいと思います。

○障害福祉課長（大法 努君） 骨格提言につきましては、障害者に係る制度の集中的な改革を目的として、平成21年に内閣府に設置されました障がい者制度改革推進会議総合福祉部会においてまとめられ、平成23年8月に提出された障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言を指すものと理解しております。

現在国におきまして、厚生労働省において社会保障審議会を設置し、障害者部会や介護保険部会など、様々な部会を通じて広く社会保障制度についての議論がなされているところでございます。

先ほど申し上げました新高額障害福祉サービス等給付費の制度につきましては、障害福祉サービスを利用してきた方の介護保険サービス利用への移行に伴う利用者負担の軽減を図るために、平成30年度に創設された制度であります。

市におきましては、引き続き対象となり得る方への個別の勧奨・周知に努めるとともに、国の社会保障審議会などの動向に注視し、必要に応じて国が示す制度改革の内容に即し、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○5番（森田真一君） この新高額福祉サービスができたことは、一定の改善を図ったという経緯にも見えなくてもないわけですけど、ただ私、今骨格提言の話しましたが、この間の障害を持たれる方たちの権利を守る闘いの中では、そもそも障害があることによって自己負担が生じるということはおかしいんだと、こういう立場で裁判も争われて、大まかにはこのことが認められていったわけでありまして。

しかし、実際には、障害福祉サービスの一部を介護保険の制度に移して肩代わりをさせるという制度を取ったことによって、こういった継ぎはぎという言い方が適切かどうか分かりませんが、こういうことをやらざるを得なくなったということでもあります。

私は原則に立ち返って、障害があっても自己負担をさせられるということはないように、制度改善を図るべきだというふうに考えます。

次、伺います。今度、高齢者一般という話になるんですけども、高齢者の方々、デイサービスの利用をされます。この中で、こういった機会に入浴をされる方も大変多いかというように思います。国の基準では、グループホームなど、介護施設に入所している場合は、お風呂の回数は、最低週2回は実施するということが定められているというお話も以前、御説明を伺ったことはあるかと思うんです。

先日、私、ある高齢者の方からお話を伺ったところでは、要介護度の判定替えがありまして、そしたら要介護1から要支援1になったと。軽くなってよかったねって話に言いたいとこなんですが、そうじゃなくて、自分の体感ではほとんど変わっていないんだけど、結果としてそうなったと。そうすると、サービス料の上限、これが決まっているわけで、要介護1のときには、週2回デイサービス利用して入浴ができたんだけど、今要支援1になったことによって週1回しか利用できなくなった。週1回しかお風呂入れなくなっちゃったっていう、こういう話なんです。

これ、自費で追加サービスを受けようと思うと、ちょっとこれは物の本で見たんですが、1回9,170円自費だとかかると。ということは、50週掛けると年20万8,500円と。もう一回増やすとプラス20万円からのお金になるわけですけども、お風呂週2回入るのにもそれほどの経済的な苦勞をしないと実現できないのかと思って、私ちょっとその話聞いてびっくりしたんですが、介護保険制度自体は、国によって定められているものですけども、この要支援1の方というのは、市の総合事業によってサービスを受けているわけでありまして。これ、市の総合事業でやっている場合だと市の判断でこのことを改善できる余地はあるのでしょうか。

○介護保険課長（里見拓美君） 御質問の内容につきましては、要支援1、2の方の通所サービスにおける入浴の質問と思われますので、それにつきましてお答えさせていただきます。

要支援1、2の方を対象とする総合事業におきましては、通所サービスの利用回数は、要支援1の方は週1回程度、要支援2の方は週2回程度の利用を想定しております。この回数につきましては目安であり、介護予防ケアマネジメントの結果に基づき、利用者の状態に応じて必要なサービスを利用できるものと認識しております。

以上でございます。

○5番（森田真一君） 多分この1回9,170円という単価から想像するに、毎週あともう一回お風呂に入りたいという要求は、なかなかどう組み合わせても実現するのは難しいのかなというふうに思われます。

これは改めて介護保険制度が確立した20年前の、もう23年なりますか、振り返って考えてみると、権利として介護を受けられる、家族任せじゃない介護にしようということから出発してこの介護保険できたわけでありまして、実際この23年間振り返ってみると、要支援1だと市の総合事業に回されて、つまり介護保険から外されるというようなことが起こったり、またこの介護利用の上限、要支援は5万320円とか、要介護1は16万7,650円とか、市から頂いているガイドにも書いてありますけども、この要支援1、要支援2の方なんかは特にそうですけども、十分に体を清潔に保つとか、そういった最低限の人権が保障されない状態が現時点で続いているというようなことだと思います。

ちなみにこれ、介護の世界の中でよく聞く話なんですけども、人権保障ということであると、一番制限されている刑務所の受刑者の方でもお風呂については、夏は3回、冬は2回と入浴は保障されているそうであります。これは、まさしくこれを考えると、今この最低限の人権さえ保障できていない介護保険制度、この根本的

な欠陥があるということが一番分かりやすく現れる例ではないかというふうに思うんです。

今度は、今政府は要介護1、要介護2についても介護保険から外して総合事業に移すと、こういうことを計画してるということですが、この制度設計に携わった元官僚の方からさえ、もうこれは国家的な詐欺になっていると、そういうことが言われるほどこの制度の改悪が続いてきたと。こういった人権保障の観点から、抜本的な立て直しが求められるのではないかというふうに思います。

この項目は終わらせていただきます。ありがとうございました。

続きまして、これは大項目の5の労働安全衛生についてというところでお伺いします。

労働安全衛生規則との関係で、高所作業時の安全確保策というのはどのようにすべきだというふうに考えますでしょうか。

○教育部参事（小野隆一君） 高所作業時の安全確保策につきましては、高さが2メートル以上の場所で作業する場合には、作業床を設置する。墜落制止のための器具を使用する。悪天候のときには作業しないといった内容が定められております。

したがって、脚立等は足元が不安定になりやすく危険であることから、まずは代わりとなる方法を検討すること。次に、使用する場合は、脚立等に関する災害発生原因の特徴を踏まえた安全対策を取り、想定される危険を予知しながら使用すること。さらには、脚立等を使用する際は、高さが1メートル未満での作業であっても保護用のヘルメットを着用することなどを徹底し、安全を確保した上で、適切に使用していくことが重要であると考えます。

なお、教育ボランティアについても本規則に準じて安全管理を徹底してまいります。

以上でございます。

○5番（森田真一君） 今労働安全衛生規則と先に私、言っちゃったんですけども、この学校、教育委員会と、それからボランティアの関係というのは雇用関係ではないので、そこはちょっと我慢していただいて聞いていただきたいと思うんですけども、この労働安全衛生規則で先ほどでも触れられたとおり、法令における墜落防止措置と安全帯の使用に係る主な規定というのが厚労省から発せられていまして、労働安全衛生法令では、墜落による作業者の危険を防止する措置として、高さ2メートル以上の高所箇所での作業を行う場合には、作業床を設け、その作業床の端や開口部には囲い、手すり、覆い等を設けて墜落自体を防止することが原則と。しかし、こうした措置が困難な場合は、労働者に安全帯を使用させる等の代替の墜落防止措置が認められると。すなわち安全帯よりも作業床の設置と周辺環境の整備が重要と。こういうようなことも書かれておるところです。

とはいいいながら、これ普通にやっついこうとすると場面場面によっては、ちょっとかえってやりづらいなというところもなきにしもあらずかなというように今思いました。

それからあと、建設現場なんかだと、初めてその現場に入る方に新入者教育といったらいんですかね。こういった研修を数時間やるんですけども、じゃ、こういうものをちゃんと受けたいんじゃないかというふうなこと、機会があれば申し上げようかなと思ったんですが、実際に探してみると、そういった機会を確保するのは非常に難しいんですね。

シルバー人材センターなんかでも剪定作業ありますから、こういったところなんかでもどうしてるのかなと思ったら、やっぱりシルバー人材センターの中で——中央と言ったらいいのかな、東京全体と言ったらいいんですかね、そういった単位で研修の機会を設けたりとかして教育しているんだってことなので、個々の学校、

個々の市でそういった機会を設けるとするのは、甚だ難しいということになるかと思えます。

ですので、この安全衛生規則どおり、しゃくしどおりやらないにしても、今申し上げたような安全帯ですとか、何かしらの代替的な手段も複数活用して安全を確保する。それから、あと複数人数で、ですよ。お一人の都合のいいときだけじゃなくて、数名いらっしゃれば、機会を合わせて、その日はそれだけをやっても、一つだけやってもというようなこともあってもいいのかなと思いました。

実は先ほど、昼間にちょっと自宅に帰る用事ができまして、ちょっと外に出たんですけども、そしたらある工事現場で、これはもちろん仕事としてプロの方がやっているんですが、いわゆるパイプ足場、馬足場というんですかね、ああいったものを2つ並べて、そこに作業床を、アルミの作業床を置いて、そこで高所作業をやるようとしているところを見まして、プロでさえそういう調子だから、なかなか気をつけようってことだけだとなかなかうまくいかないものなのかなというふうに思ったりもしました。

先ほどのお答えのとおり、再発防止ということで校長会にもお話をされていたこともありますので、このところは本当に具体的に処理してもらえないのかなというふうにも思います。

それからあと、この教育ボランティアが危険を伴う作業を行うことに対する認識ということでお伺いしたいんですが。

○教育部参事（小野隆一君） 危険を伴う作業につきましては、管理職は、教育ボランティアが活動を行う前に、必ず体調や天候等の諸条件を考慮し、取組内容が安全かつ無理のない活動となるように設定し、危険を伴う作業はさせないこと。また、定期的に管理職等が教育ボランティアの様子を確認したり、活動内容によっては、複数体制としたりするなど、安否確認を行うことも重要であると認識しております。

以上でございます。

○5番（森田真一君） この高齢者の方が転墜落をはじめとするお仕事中等に事故をされるというケースが実はかなり増えているということなんです。シルバー人材センターなんかでも会員の作業中の事故に対して、これは本来でいえば形式的な話ですけど、雇用関係がないから安全配慮義務も本来ないということになるんですけども、ところが実際にはそういった事故が頻発しているということで、昨年の報道なんですけども、草刈り作業をやっているときに、たまたま事故から失明に至って、そういった中でシルバー人材センター側が和解金を払わざるを得ない。

これは善意でやっているということは新聞紙面を読めば分かるんですけども、そういったことも含めて、単に法律でここまでの責任は、みたいなことだけでは割り切れないような、おけがをされた方であろう高齢者の方の安全を保障していくことが必要だと、こういうような流れになっているようであります。そういったことも含めて、御留意いただければありがたいというふうに思います。

前後しますけども、事情は細かくは今回聞きませんが、そういう不幸な事故に遭われた方に対しましては、心より、衷心より御冥福を祈りたいというふうに思います。

では、次です。最後になります。公共施設等管理計画と行財政についてに移らせていただきます。

これも昨年の1定からずっとやって、何を聞くんだと思われるかもしれませんが、お付き合いいただきたいというふうに思います。これまで建築系のほうを中心に主に伺ったものですから、今日はインフラ系のほうに少しお話を移させていただきたいというふうに思うんです。

このインフラ系の施設の更新なんですけど、将来更新費用の見通しがこの管理計画の中に載せられております。平成29年度以降、60年間にわたって道路の更新費用だけで毎年6億円超の費用が生じるというふうになってい

ます。平成29年度から令和4年度まで、もうこの図には既に入ってきているわけですが、この期間についての事業実績と、これに伴う起債や公債費などへの影響を教えてください。

○**財政課長（鈴木俊也君）** 東大和市公共施設等総合管理計画の28ページにおけます平成29年度から令和4年度までのインフラ系施設の事業実績等についてでございますが、平成29年度、こちらについて事業費につきましては約2億9,600万円、起債額が約4,300万円です。

続いて、平成30年度につきましては、事業費が約3億5,600万円、起債についてはしてございません。

続いて、平成31年度は、事業費が約1億9,700万円、起債はしてございません。

令和2年度は、事業費が約1億2,300万円、こちらも起債はしてございません。

続きまして、令和3年度は事業費が約2億1,200万円、こちらも起債はしてございません。

令和4年度につきましては、執行中のものですので予算額での答弁とさせていただきたいと思いますが、事業費が約5億5,300万円、起債額が5,820万円でございます。

公債費への影響についてでございますけれども、借入れをした分につきましては、公債費、償還については増という形になりますが、償還を終えた事業債もありますことから、増減がありまして、その中で令和4年度については、償還額のピークを迎えたところでございます。

以上でございます。

○**5番（森田真一君）** 私も念のためにこれまでの決算書なんか見てみたんですけども、それからごめんなさい、資料を頂きましてありがとうございます。すみません、お手数をかけました。その頂いた資料なんかも含めてずっと眺めているんですけども、このインフラ関係というか、特に道路関係で起債が生じるのは、道路の用地取得の際には起債があるのだけでも、施工については現れないんですかね。これ、そういう名称になっているだけなんですかね。ちょっと確認をしていいですか。

○**財政課長（鈴木俊也君）** 起債についてでございますが、対象となるものにつきましては、道路整備についてもあるかなというふうには思うんですけども、実績としましては、この用地買収のみとなっております。

以上でございます。

○**5番（森田真一君）** ずっと平成10年からの資料を頂いてるんです。それを見ますと、立野周辺の道路整備についてはこの起債もあるんですけども、あとずっと見てみますと、都市計画道路の関係なんかだと用地買収のところしか数字が出てこないものですから、何でなのかなと思いつつ伺った次第であります。

用地買収ですからその対価として土地が手に入るわけですので、そういう意味でいうと償却資産ではないわけですよね。ずっと残ってるわけです。だから、ずっと市民の財産であるわけですので、お金が使ってなくなっちゃうという関係とは、実際お金はかかりますけども、ちょっと違うのかなというふうに思っているんです。

それにしても今ほど御説明がありましたとおり、もうこの5年ぐらいを見ても、道路の関係での事業費というのが大体4億円ぐらいですかね。6億円には届くことはほぼないんですよね。とはいいいながらも、ずっと6億円前後の線をこのグラフの上では出ているので、これは今後の事業も含めて、具体的にこういう数字が出てくるんだという計画そのものがあるのでしょうか。

○**公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君）** ただいま具体的に出てくる計画というものはございません。

以上でございます。

○**5番（森田真一君）** 事業名称として出てくるのは、今後の話でいうと市施工になる都市計画道路2本だけと



いうことで理解でよろしいですか。

桜街道の工事と、それから狭山ですね、ニトリのところから北のほうに走っていく線ですね。これが今東京都が示している優先道路の計画ということになっていますけども、あってもそれぐらいということなんですか。また、それはこの6億円の中にはこの事業は含まれて考えられているものなのか、それとはまた別の話ということなのか、教えてください。

○企画財政部長（神山 尚君） 道路に関する費用は、都市計画道路以外にも一般の市道の道路改良とかもやっていますんで、そういうのも含めますとその2本の路線以外ということになると思います。

以上です。

○5番（森田真一君） 分かりました。

それで、この6億円ぐらいのボリュームの数字がどうして出てくるのかなって自分なりに考えてみたんです。何となくちょっと納得できたところもありました。

というのは、市の計画の中の説明では、市が持っている道路は、認定道路以外も含めて130万平米の道路面積を持ってるんだと。1平米当たりのその工事単価、それはアスファルトだったり、コンクリートだったりとかでいろいろ違いますけども、一番高い高級アスファルトだと1万一千幾らとか、それより値段が下がるものだと6,000円ぐらいだとか、いろいろ書いてあるわけですけども、そういったものをミックスしてこの130万平米に掛けると、やっぱりその5億円以上とか、10億円ぐらいとか、計算上かかるんだというのは分かったんで、それはそれで、ああ、そういうことかというように思ったんですが、しかし翻って見てみると、さっきの数字聞きましたけども、このもう既に現れているはずであろう6億円にはとても届かないと。

さらに言えば、この間、道路のことというのは私問わず、いろんな方が整備、特に生活道路ですよ。整備求めてお話をされることをよく聞きましたけども、実際、私も多摩湖の周遊道路のところで大きな穴が空いているんで、これ何とかならないかとか、自転車で転倒して大けがされた方なんかが出たりとか、そういうようなことを都度都度お伝えしながら、直せるところは直してもらっていたんですけども、全体としては東大和、道路もなかなか十分補修ができていないというところもありまして、調査はずっとこの間、急いでやってくださっているということですけども、そういうような実績から考えると、今まであんまりやっていなかったものがなぜこの急に6億円という、毎年6億円ぐらい、つまりもう15年の償却期間だから、どんどんちゃんとやりますよと。もうそれはやってもらったら大変ありがたいことなんですけど、現実の問題として、この計算上の数字と本当の事業の数字というのは一体合っているのかどうなのかということをお伺いしたかったわけです。

先ほどお答えいただきましたけども、どうもこの数字は別に具体的な事業の積み上げということでなさそうなので、私は60年間で毎年6億円かかる、道路だけでもかかるんですよというこの表現が果たして芯を食っているのだろうかという疑問を持たざるを得ないというふうに思いました。

前回頂いた資料、前回って、令和4年4定の際に頂いた資料の中でも、これから向こう3年間、起債のあるお仕事の中に都市計画道路、桜街道——3・4・17号線のことを書いてありましたけども、この令和5年から令和7年の3年間で事業費としては1億1,300万円で、このうち財源なんですけど、市の負担となるのは36.3%しかなくて、残りの63.7%は国や東京都の負担によって造られると、こういう数字でありました。パーセントは私、計算したので、ごめんなさいね。というようなことがありました。

そうすると、実際に本当に市民が負担を覚悟しておかなければいけないお金というのは、結局のところ幾らなのかということは今もって分からないんですね。これはもう公共施設管理計画出ているときからもうずっと

言ってる話で、ほかの方は学校の問題なんかを取り上げて、結局幾ら負担したらいいのか分かんないのでちょっとちゃんと資料を出してほしいみたいなお話も、別の方はやってらっしゃいましたけど、この道路の問題についても実はそういうことがあるということを、今日は確認をしておきたかったということでございます。

これはもうやり出すともう切りがなく、先の長い話になりますので、今後に譲ろうというふうに思うんですけども、私は繰り返しこの問題では、実際に市民が負担を覚悟しなければいけないお金が幾らなのかということが分からないと、これからいろいろ、例えば市の側からしたらやむを得ない財政上の事情でいろいろ負担をお願いしたいとなったときに、本当にそれってやむを得ないことなのって、ぎりぎりの計算なのってことが分からない。

この間、私たちも言っていますけども、何やかんやりながら国保税については26市の中で一番高かったり、ごみ袋もしかりですけれども、そういった負担がこの間あったと。評価については、いろんな方がいろんな言い方をするとおもいますが、私は過剰な負担が起こっているんじゃないかというように個人的には思っておりますけども、そういったことを今後のことを考えますと、こういった数字を早急に、例えば向こう10年ぐらいとか、そういうスパンぐらいでは明らかにしていただきたいということを要望いたします。

それでは、この6問、大項目を聞かせていただきましたけども、あと残り少しだけお話しさせていただきます。

いろいろこの12年間にわたって私、この議場では様々お話を聞かせていただきました。基本的には、市民の皆さんからお預かりした内容を議会や市に届けるということで、ずっとお付き合いいただいたわけであります。

さきに皆さんにはお伝えしましたが、私、この議会をもって市議会はお休みをいただくということになりまして、本当に長い間お付き合いいただきました皆さん、ありがとうございました。

一つ謝辞を言いたいのは、職員の皆さん、本当に様々なことに懇切丁寧に対応していただいてありがたく思っております。特に先ほど、他の議員の方からも生活保護なんかの場面なんかだと、本当に生き死にに関わるような非常に厳しい状況の中で、市の窓口が親切に支えてくださったことで命を取り留めたなんていうことも私もお見かけしました。

私はこの12年間、特に生活保護問題なんかは重点的に取り上げてきたつもりなんですけども、それには理由があります。一番市民の暮らしを支えるパワフルなツールだということもあるんですけど、これを使いこなしたいということもあるんですが、それをやるに当たって、市の職員さんが直接先生になって教えてくださったということです。

覚えていらっしゃる方もいるかもしれませんが、ちょっと実名挙げちゃいますけど、12年前、生活福祉課のカウンターに座られていた非常勤の職員でサイトウアキオさんという相談員の方がいらっしゃいました。その方は身分は非正規の方ですけども、新人の議員の私とお付き合いいただいて、時には自分たちの専門家としてのケースワーカーの研究会ですとか、こういったところまで連れてってくださって、議員にもこの現場をよく分かってくれるようにというようなことで、育てていただいたというような経験もありました。

そういう、トップの方々もおさらなんですけども、そういう非正規の方も含めて、市の職員さんが私たちも育ててくださって、市民の方にも力を貸していただいてきたということに改めて本当に個人的なことで申し訳ないんですが、感謝申し上げます、私の一般質問を終わらせていただきます。本当にありがとうございました。

○議長（関田正民君） 以上で、森田真一議員の一般質問は終了いたしました。

○議長（関田正民君） これをもって本定例会における一般質問は全て終了いたしました。

---

○議長（関田正民君） 以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

ここで会議の休会についてお諮りいたします。

3月6日から10日及び13日から17日につきましては、会議を休会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

---

○議長（関田正民君） これをもって本日の会議を散会いたします。

午後 4時30分 散会